

滋賀県流域治水検討委員会 第8回住民会議議事録

日 時：平成20年12月1日(月) 13:30～16:58

会 場：滋賀県厚生会館 別館4階 大会議室

出席者：20名(傍聴者含む)

委 員 石津文雄、大橋正光、北井香、柴田善秀、杉本良作、中井正子、
(敬称略) 中村誠伺、成宮純一、齒黒恵子、松尾則長

アドバイザー 多々納裕一(京都大学防災研究所教授)

事 務 局 流域治水政策室

議 事

1. 開 会
2. 議 事
 - ・事務局説明
 - ・審議
 - 「水害から命を守る地域づくり
滋賀県民宣言」について
3. 一般傍聴者からのご意見
4. 閉 会



〔午後 1時30分 開会〕

1. 開会

事務局(中田) それでは定刻になりましたので、ただいまから滋賀県流域治水検討委員会の第8回住民会議を開催させていただきます。

会議を始めますまでに資料の確認をさせていただきます。次第の下のところがございますように、資料1といたしまして「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」、資料2が「滋賀県が今後実施しようとする公助(抜粋版)」、これは前回もお見せしたところでございますが再度つけさせていただきます。資料3として「第7回住民会議議事要旨」、参考資料1といたしまして「滋賀県流域治水基本方針(原案)」ということで本日、若干お時間をいただきまして説明をさせていただきますというふうに思っております。別途参考資料といたしまして「滋賀県流域治水基本方針策定スケジュール」というものを追加参考資料としてご用意をさせていただきました。そして、最後に、13日に開催をいたします「流域治水シンポジウム」のパンフレットをつけさせていただきます。不足等がございましたらお近くの者までお申し出ください。会議の支障と

なりますので携帯電話につきましてはマナーモードなり電源を切ってくださいませよう、よろしく願いいたします。

齒黒委員におかれましては少しおくれるという連絡をいただいておりますので、ご紹介いたします。

なお、事務局のほうでございますけれども、技監と河港課長につきましては、議会と重なってしまいまして、そちらのほうに出席をいたしておりますのでご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、今後の進行につきましては大橋座長様によりしく願いをいたします。

2. 議事

・事務局説明

大橋座長 皆さん、こんにちは。師走に入りまして大変お忙しい中にもかかわらず、委員の皆さんにおかれましてはご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが滋賀県流域治水検討委員会第8回の住民会議を開会いたします。まず、事務局からこれまでの経過を含め本日の内容について説明を求めます。

事務局（中川） 流域治水政策室の中川でございます。本日は皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の討議内容について説明させていただきます。なお、本日の資料は事務局の手が遅い関係もありまして事前に送付できなかったことをおわびしたいと思います。

前回の第7回の住民会議では、公助に期待する事柄につきまして委員の皆様から多くの意見をいただきました。本日の議論によって自助・共助における県民の役割と、公助に期待する事柄についてまとめたいただき、資料の1としてお配りしております「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」が完成すると思っております。また、「滋賀県流域治水方針（原案）」について、住民会議の皆様にご説明したいと考えております。途中段階ではありますが、住民会議での議論の内容を反映したものとしております。会議の最後に、一般傍聴の方にご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。盛りだくさんの内容でございますが、活発なご議論をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

大橋座長 それでは、本日はよいよ「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」として提示している自助・公助・共助に関する提言をまとめたいと考えております。本日の議論を踏まえて12月13日のシンポジウムで「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」を配布したいと考えております。

まず、資料1の「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」は、前回の第7回住民会議の委員の皆様から事前にいただいたご意見を考慮いたしまして、作業部会で内容の変更並びに更新をいたしました。特に、今お手元の水害から命を守る地域づくりの県民宣言の資料1の資料にございますように、P.3、4の樹形図、住民会議からの提言と、同じくP.11の公助に期待する事柄について、新たに公助に関する内容を追記しております。樹形図については、委員のご指摘を踏まえ公助を追加し、木を支える土として表現させていただくことになりました。本日は全体の内容について変更点を中心に柴田委員に説明

をしていただきまして、その後、北井委員のほうからも公助についての説明を求めます。

では、まず全体の内容についてですが、もとの案を書いた時点から、その後、議論を重ねたため、ずれが生じておりますので全体の流れを見直してまいりました。柴田委員から説明を求めます。

柴田委員、よろしくお願いいたします。

・審議「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」について

柴田委員 皆さん、こんにちは。柴田です、よろしくお願いいたします。それでは、お手元に配付されている資料1についてご説明をさせていただきます。まず、今回5ページ以降について、前回までにお配りした資料というのは第3回あるいは第4回ぐらいの時点で作成した資料になっておりましたので、それぞれの文章を第4回以降の議論を踏まえた内容になるようにつくり直させていただきました。また、前回の会議が終わった後から、皆様に資料についての各ご意見を承りました。そのいただいた意見も踏まえながら、一文一文を見つつ、その全体での流れや言いたいことなどを作業部会のほうで議論し、このようにまとめたものが資料1となっております。

変更点ですけれども、基本的に大きく変わっておりますので、一文一文僕のほうで読み上げさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大きな変更点としましては、先ほども申し上げましたように、5ページ以降が特に大きく変わっておりますので、こちらについて説明をしていきたいと思っております。まず、4提言の内容、「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」といたしまして、その提言の背景と目的というものを最初の5ページのところでご説明させていただきます。こちらは、この住民会議が流域治水に対してどのような提言を行っていくのか、どのような覚悟を持って宣言として世の中に伝えていくのかという前提となるもの、あるいは伝えていきたいものが書かれていますので、しっかり見ていきたいと思っております。

まず、提言の背景と目的としまして、『滋賀県には日本一大きな湖である琵琶湖があり、約120本の一級河川が琵琶湖に注い

でいます。これらの河川は、昔も今も日々の生活や農業に使う水として、私たち県民の生活に寄り添って流れ続けています。滋賀県では、川の水を分け合って使うための地域での決まりごとや、農業の中から生まれた水に感謝する行事など、地域の水を大事に使う文化が今でも息づいています。昭和40年代には住民による琵琶湖の水質浄化のためのせっけん運動が巻き起こるなど、私たち滋賀県民は、大切な琵琶湖を預かる者として高い環境意識を持つと言われていています。

現在、滋賀県の人口増加率は全国第4番目で高い水準が保たれています。昔からの文化や組織を受け継ぐ生活圏がある一方で、新興住宅地の拡大など、新しい生活圏が広がり県土を変化させています。昔ながらの文化・知恵が残されながらも新しい生活が混ざり合っている、これが「今の滋賀」の特徴と言えるかもしれません。特に、人口流入の多い県南部では、自分が住んでいる地域が実際に水害にあった経験があることや水害の危険が高いことを知らずに住む人々もたくさんおられることが指摘されています。また、滋賀県北部や農山村地域などでは過疎化が進み、地域内の助け合いだけでは水防活動や避難が困難になってきていることも指摘されています。

このような中、昭和30～40年代以降、滋賀県では大規模な水害が起きておらず、そのことがかえって人々の水害に対する危機感や関心を薄くしてきているようです。また、気候変動の影響のためか、集中豪雨が頻発化してきています。洪水規模の増大や、その頻度の増加も懸念されています。その一方で、行政が行う河川整備には限界があって、すべての洪水を川の中に閉じ込められないということは、既に私たちの共通の理解となっています。すなわち、「水害は将来必ず起こるという覚悟」を持つことが県民一人一人に求められているのです。水害が起きるという前提に立てば、そのときの被害を最小限にとどめる対策こそが重要となります。最も避けたい被害は人の命が失われることです。そこで、私たちは「覚悟を持って水害から命を守る」ことを目指すことにいたしました。この目的を達成するためには、河川改修のように川の中に水を閉じ込める治水だけでは十分でなく、自助や共助による地域の備えや、

流域全体を視野に入れた総合的な対策が実施されなければなりません。すなわち、従来の「治水」の枠を超えた「水害から命を守る地域づくり」を推し進めていくことこそが重要であるという結論に至りました。そして、この目標の実現に取り組む決意の表れとして、「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」と呼ぶことにいたしました』という文章を、まず「提言の背景と目的」というところに書かせていただいております。ご指摘などは最後にまとめて承ろうと思っておりますので、そのときによりしく願います。

では、続いて6ページのほうに移らせていただきます。ここでは、「私たちが目標とする地域づくり」、「水害は必ず起きるという覚悟を持つこと」となっております。ここというのは樹形図で言う木の幹のところを書いてあるところを説明しております。

まず、「水害は必ず起こる」という覚悟を持ってということですが、ここについて以下のような説明をしております。ここについては、前回までお配りしている内容と、各委員さんのコメントなどは大きく変更しておりませんので、ちょっとその前の文章だけざっと見ていただきたいと思えます。

「川の水は必ず溢れる」としまして、まず『滋賀県で大きな水害は起きていません。しかし、災害は忘れたころに必ずやってきます。「水害から命を守る地域づくり」を進めるためには、何よりもまず、水害に対する油断をなくすこと、水害は将来必ず起きるという覚悟を持つことが大切であると考えられます』。

そして、「洪水対策に完璧はない」ということで、『行政も、洪水対策として河川改修などを行っています。しかし、どんな雨にも耐えられるような川にすることは、現実的に不可能です。さらに、土地利用の高度化や行政の財政悪化などによって進捗が思わしくないのが現状』としています。

さらに、「最近までは洪水に対する備えや知恵があった」としまして、『行政による近代的な治水が行われる以前は、各地域に水害から身を守るための備えや知恵が大きな役割を果たしていました。そこには、水害は必ず起こるという覚悟があり、人の

命を失わないためのルールがあったのです。そして今、これらをもう一度見直すことが求められています』としています。

最後に、「地域のことは地域で守ろう」としまして、『少し昔までは多くの地域に地域のことは地域で守るという意識が強く根づいていました。どんな洪水からも命を守るためには、私たちは改めてこのことを肝に銘じて行動しなければなりません』としています。こちらのそれぞれの各委員さんのコメントからまとめた内容というものをここに書いております。

この覚悟をもって3つの地域づくりを目指しますというところが、次の「地域づくりの3つの目標」というところに書かれています。『水害から命を守る地域づくりを進めていくために、以下のように地域づくりの3つの目標を定めたいと思います』。その として「安全な避難ができる地域づくり」、その 「地域の防災組織が元気な組織づくり」、その 「先人の知恵と新しい情報を共有できる組織づくり」という、樹形図にも書いてある3つの言葉が書かれています。それぞれ、その 、その 、その について説明しているのが7ページになります。これも読んでいきます。

まず、「安全な避難ができる地域づくり」としまして、ここでは、まず住んでいる住民の方が安全に避難できる地域をつくるのが大切だということが書いてあります。『水害で人の命を失わないためにはどうすればいいかと考えたとき、重要なのは安全な避難ができることです。そのためには、私たちが危ないときには避難しなければならないという意識を持つことが必要になります。さらに、地域で避難するためのルールと道具を持ち、水害に備え、いざ水害に襲われたときにみずから判断して安全に行動できるような地域づくりをしていくことが重要です』としています。

次に、安全な避難ができるためには地域の組織が元気でないといけないということで、その があります。『私たちは命を守る方法を議論していく中で、地域全員の安全を守るためには、個人の力だけではどうしても限界があるということを改めて認識しました。やはり地域が一丸となって水防活動や避難行動を行うことで大きな効果が生まれます。そのとき、地域にある防災組織が非常に重要な役割を果たしま

す。ですから、私たちは地域の中で防災組織が元気に継続できるような仕組みをしっかりと考えていく必要があると感じました。これからは、今まで関心の少なかった人を巻き込み、将来にわたって楽しみながら真剣に防災について考える、そんな組織づくりが必要なのではないのでしょうか』としています。

最後に、「先人の知恵と新しい情報を共有できる地域づくり」としまして、『地域には今もなお、水害に対する備えにつながる先人の知恵が数多く残されています。これらは水害時に危険な箇所、ふだんからの備え、いざというときの対応方法など水害から命を守るために役立つ知恵なのですが、少しずつ忘れられ始めています。一方、行政は川の安全度、洪水時の水位、氾濫特性など水害時に役立つ新しい情報を多く持っていますが、私たち住民がうまく活用できているとは言えません。そのため私たちは水害から命を守るために、これらの先人の知恵と新しい情報とをしっかりと共有し、活かしていくことが大切だと考えています』というふうにしております。

では、8ページのほうに移っていただいて、ここからはこのツリー図で言うそれぞれの根っこの内容を説明するところになります。このツリー図の各根っこで何が言いたいんやという、その下に書いてあることをまとめましたのが、その上に書いてある文章です。一つずつ読んでいきます。

「目標とする地域づくりを実現していくために」として、各4つの根っことなっています。まず、1つ目の根っことして、「知恵を広める(みんなで伝え合うわかりやすい情報)」。『水害で人の命を失わないためには、水害の危険に対して全ての人が普段から備える、いざ水害が起こったときには適切な避難行動をとれるようにしておくことが重要です。このためには、先人の知恵と新しい情報を共有し活用することが必要となります。具体的には、水害の備えに役立つ地域の情報や知恵を共有する仕組みを地域の中に作り上げること。水害に役立つ情報を行政は積極的に公開するようにし、住民による活用を促すようにすること。さらに、避難や水防活動に関する情報をわかりやすく伝達する工夫をすることなどが挙げられます。その際、住民が実感を持ち、切迫感を感じられるように

情報を伝える工夫をすることや適切に避難できるように地域自らが工夫することなどが望まれます。』以下、下にかいてあることはツリー図に載っている今までの文章と同じものです。

では、次の9ページに移ってください。9ページでは、第2の根っこである「人をつくる（誰もが役割を果たす）」というところについて説明をしてあります。『地域の全ての人々が普段からの水害に備え、いざ水害が起きた時には、自分たちで判断し、自分たちで行動できるような社会を目指します。このために地域全体で日ごろから水害が起こるといふ実感が持てるよう、実際の被害がイメージできる防災訓練を心がけ、防災訓練に多くの人に参加できるような工夫を行っていく必要があります。また、道具を揃えることや水害に強い住まいをつくるなど、自分たちでふだんからできる備えをしっかりと行うことも重要です。』

また、普段から地域の担い手がいないのでは防災活動を行うことが困難になります。いざというときに人材を確保できるような仕組みを作っていくことがポイントとなります。さらに、組織には熱いリーダーは欠かせません。その地域を大切にしたいという思いを持つ、そのような人材を育てる仕組みも地域で備えておく必要があります。そして、「人をつくる」の説明があります。

済みません、長くなりましたけれども、次に、第3の根っことして「組織をつくる」の説明があります。『地域全体を守るには、個人でできることには限界があり、地域で一丸となって行動することが大切です。地域での行動を効果的に実施するためには、適切に防災を担う組織が地域に存在することが重要です。しかし、まだ組織のない地域、あるいは残念ながら形骸化してしまい、実際の活動が行われていない地域もあります。そういった地域に活発で持続的な組織を作らなければなりません。さらに、充実した活動を実施するためには、組織に所属しない人にも水防に関する情報を伝える仕組みが必要でしょう。』

また、自主防災を担う組織の活動を活発にし、持続性を持たせるための取り組みも重要です。例えば、自分たちのレベルアップや活性化をはかるために交流活動を実施したり、楽しみながら継続的に活動できるように歴史を調べたり、川で遊ぶなどの工

夫が挙げられます。

さらに、水防活動や避難、助け合いのルールを自分たちで作るなど独自の工夫も重要です。社会福祉協議会や民生委員などと連携することで、災害時要援護者の方も安心して避難できるルールづくりも重要です。』

最後、11ページに移っていただいて、「仲間をつくる」というところの思いが説明してあります。『いざという時に協力できる団体と普段から連携体制を作っておくことは重要です。例えば、周辺の企業や事業体と連携体制を築いておき、水防活動や避難時の協力ができるような体制を作ることなどが考えられます。また、地域相互間で避難時の物資や避難所の協力体制を作り上げていくことも有効でしょう。』

また、地域の外には同じ志を持つ団体がたくさんあります。そういった団体と議論する場を設けネットワークをつくっておくことは、水害時に互いの心強い助けになるはずですよ。』

ということで、それぞれの樹形図の中身を説明しているんですけども、それぞれのところで言いたいこと、言いたい思いなどを最初に言えたらなということで、このような説明文をつけさせていただいてます。ほとんど前回までの資料とは変わっていますので、時間も無いということですので読ませていただきました。この後、ご指摘などがあれば、また議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

自助・共助に関しては以上です。

大橋座長 ありがとうございます。今、変更している箇所等々につきましては、今回事前に資料を送らせていただいていたのが現実でございます。このことで議論をさせていただいたらいいかもしれませんが、公助について北井さんのほうから続いてやっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この前にはこの樹形図の中に公助もきちっと入れていく必要があるということのご指摘もいただきましたし、また皆さんからのご意見なんかも入れていただこうという形で、この樹形図と、いわゆる公助にかかわる土という形で位置づけしましたんですが、土と根っこを一体性のある樹形図ができ上がったかなと思っ

ておりますし、その辺の変更をどこに持っていくかという位置づけに非常にご苦労をいただいたわけなんです。やっと公助の位置づけというのができましたので、その公助の分について北井さんのほうから、前回の第7回のときに議論をしていただいているんですが、もうちょっと深めていただくのも含めまして北井さんのほうでよろしくお願いしたいと思います。

それでは北井さん。

北井委員 北井です。では、「公助に期待すること」というところの説明をさせていただきます。

前回の7回のときに皆さんにいろいろご意見を出していただいて、前にばあっと書かせてもらったものがありますが、それを2回の作業部会を経まして、全体のものを分類して整理をしまして、さらに今までの公助と自助・共助のところで話してたときに出てきていた公助だけの話というのが何個かあったんですけども、そういうものもちょっと拾って、それをまとめたものを作成して、この11ページの後半から12ページに載っていることにまとめております。こちらのほうもちょっと初めてごらんいただくと思いますので、読ませていただこうと思います。

冒頭は説明ですので、と という大きな2つに分けておまして、事務局からの説明があったような自助・共助を助けるための公助というものと、あとは公助の安全を高めるための公助という、こちらが公助に求めることということの2種類に分かれているのが と です。読ませていただきます。

『水害から命を守る地域づくりを進めるためには、自助・共助はもちろん重要ですが、それでは十分ではありません。そこで、私たちは行政が行う公助に対して、私たち住民の防災活動を支援すること、私たちが住む地域の安全性の質を高めること、を求めます』ということで、は今まで出てきていた自助・共助を高めるための公助というところの説明が書いてあります。

が「私たち住民の防災活動を支援すること」ということで、『住民会議での議論を通じて、水害から命を守るためには自助・共助（住民の防災活動）が重要であるという共通の理解が得られました。また、地域の防災活動に対して行政からの適切

な支援があれば、より効果的な活動が可能となることが明らかになりました。地域防災力を高める「第1の根っこ」から「第4の根っこ」では、私たちの自助・共助を促す公助についても提言しています。これらは大変重要であるにもかかわらず、公助として力点が十分に置かれていたとは必ずしも言えません。そのため、私たちは行政が行う公助に対して「第1の根っこ」から「第4の根っこ」に示すような“自助・共助を促す公助”の充実化を求めます。』ということで、根っこの中に入っている公助の部分というのをここで説明しております。

の「私たちの地域の安全性の質を高めること」というところに、第7回で出していた要素が含まれたものを分類させていただいております。冒頭は説明になっておまして、後半の黒い四角で3つありますが、そこに3つに分類させてもらったものとしてまとめさせていただいております。読ませていただきます。『これまで行政は地域の安全性を高める役割を果たしてきました。しかし、気候変動の影響や周辺地域の被災状況を見ると、県内の安全性が十分とは言えません。したがって、財政難の中にあっても今後も着実に地域の安全性を高める施策を進めることを求めます。これまで治水といえば、ともすれば河川改修などの川の中の対策に限定して議論されることが多かったのではないのでしょうか。もちろん、すべての洪水を川の中に閉じ込めきれるのであれば、それに越したことはありません。しかし、住民会議での議論を通じて、川の中の対策だけで水害を防ぎ切れないことも明らかにされ、それは既に私たちの共通の理解になっています。』

このようなことから、私たちは地域の水害に対する安全性を高めるために、次の事項を公助に求めます。』ということで、分類している3つということになります。3つが、頭から言いますと、一番上のものは河川の整備だとか川の安全度のことについてまとめた要素が集まったものです。それで、頭書きにまとめてある文章は、『川の安全度を高める話だけにとどまらず、流域全体の視点からあらゆる対策を講じて、私たちの住む地域の安全度を高めること。また、治水安全度という概念で上限を設けるのではなく、それを超える洪水が起こる

ことも考慮した対策とすること。』という河川整備に関する内容がまとめられています。要素自体の文章を初めて見ていただくとお思いますので、1個ずつ一応読ませていただきます。

一番上から、『まずは河川の着実な維持管理を行う（河川環境も考慮）。次に地域の実情に応じた河川整備を実施する。』2番目が、『源流における森林整備を強化する。遊水地機能を持つ公園の整備や各戸への貯水タンク設置を行う。』『霞堤や水害防備林など昔の人の知恵を活かすなど、超過洪水も考慮した河川改修を実施する。』『街中で急激な破堤を起こさせないように堤防強化を積極的に実施する。』最後は、『危険箇所での土地利用規制や建築指導を行う』ということになっております。

2番目と3番目は体制の話、どうやって地域や住民の命を守っていくかという意味での公助の部分というのをまとめたものになっています。特に、2番目は道具の整備だとか情報の整備というところに重点を置いたものがまとまっていると思います。

2番目の頭書きから読ませていただきます。『命の危険が迫ったときに、住民と水防活動団体が危機対応を効果的に行えるように事前の準備を充実すること。』頭から、『地域の危険度（河川の流下能力や氾濫特性など）の把握と積極的な公表を行う。公表時には情報の限界も明示する。幅広く適切に情報が共有されるように（視覚化するなど）、分かりやすい形での情報提供と積極的・継続的・対話的な普及活動を実施する。』2番目が、『実効性のある水防訓練・情報伝達訓練を実施する。』3番目、『避難の準備や判断が確実・迅速にできるように防災行政無線等の情報入手手段を充実させる。』『水防倉庫の整備、水防活動に必要な資機材を提供する。』『緊急時の災害時要援護者の避難を考慮し、社会福祉協議会等との連携体制を強化する』という以上になります。

最後が、人や組織にかかわる体制の部分というのをまとめられたものになってます。頭から読ませてもらいます。『治水の進め方を決める場合には、住民とともに議論をするなど、住民と行政が一体となって安全な地域づくりが進められる体制を整えること』として、一番頭から『住民と行

政が一体となって安全な地域づくりに取り組める組織（川づくり会議など）を設置する。』2番目が、『住民と行政とで互いの関心事が共有できるように住民と行政とのパイプ役となる“水害に強い地域づくり”のコーディネーターを設置する。』最後が、『行政職員が、自分たちも地域の一員であることを自覚し、住民との対話の中で何事も“できません”ではなく、“一緒に考えましょう”と言える行政風土を創造する』という、以上の点をまとめさせていただいております。

以上、公助に期待することのまとめの説明を終わります。

大橋座長 はい、ありがとうございます。今、全体的な変更及び公助の問題、前回第7回のときに議論をしていただいたやつをまとめさせていただくという形で、大体まとまってきたかなというような感じでございますが、特に公助の面につきましては、この前議論を重ねいただいた分を大枠、その3つのポイントに分けて集約をしたというような感じでございます。全体的な状態で、まず皆さんのご意見を承るという形にさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

成宮委員 言葉だけなんですけど、教えてください。

大橋座長 はい、成宮さん。

成宮委員 柴田さん、教えてください。滋賀県は大きな水害は起きていませんと言いますが、その大きい、小さいの判断というのはどういうところが入ってくるのでしょうか。私のイメージでは、滋賀県は大きな災害は多く起きているんです。

柴田委員 僕の認識としましては昭和36年の台風のやつだとか、そういったちょっと、確かに大きい、小さいというのを言うのはどうかと思ひますけれども、僕らが生まれてから滋賀県でニュースになる水害が起きたかなと思ひたときに、余りそういう実感がないので、ここ三、四十年代以降災害に滋賀県が見舞われているという実感がないというので、その危機感や関心薄くなってきている原因なのではないのかということで書かせてもらっているんですけれども。

成宮委員 ちょっとぎりぎりいっぱいなんですけど、前ページ中間ほどに40年以降ということが書いてますね。

柴田委員 はい。

成宮委員 それで、今、大橋さんがおやりになっておられる、いわゆる日野川というのは37年ぐらいだったと思うのですけれども、今やっとうこういうふうな明るい状況になってきているんですね。その間にも必ず湖東地域、そして湖西には大きな災害が起こっています。人身事故があったかどうかというのは、ちょっと数から考えて何人というのは記憶にはありませんけれども、最近問題になっているダムの計画のあったところというふうになるのでしょうか、今の時点では、そこには必ずそういった大災害が起こっているわけです。

こういうふうなことで一つは琵琶湖との調整と言いましょうか、下流との水の調整の問題もあったのですけれども、そこでのいろんなことの中で今現在としては、もうやめたというところになっているわけですね。そのもともとのところには必ず大きな災害があったはずなんです。だから、こういうふうな時限を決めて書くか、その辺をもう少し修正いただければ、よりの確な訴えができるのと違うかなというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

大橋座長 成宮さんのご指摘をいただいて、まずそんな感じをひしひしと受けますね。というのは、過去、滋賀県は特にいわゆる天井川というんですか、そういう川がおおむね多く見られるという形の中で、水害等で苦しめられてきた歴史がありますし、その30年、40年以降ということに限定するのではなしに、その辺をもうちょっと大きな水害が起きてないと限定するんじゃないしに、過去苦しめられてきたと、しかし近年は特に大きなという状態に切りかえるか、何かそういうことが必要かもわかりませんね。何かこの件についてご意見があったら。

はい、北井さん。

北井委員 昭和30年から40年以降のイメージですけれども、私もそれほど詳しくないですが、昭和28年の台風だとか昭和34年の伊勢湾台風だとか、1本の河川で何カ所もの上流から決壊したとか、床上浸水みたいなのが起きてたりという水害が30年代後半とか40年に差しかかるぐらいまでは多かったのではないかと思うんですね。そういうふうな意味で大規模な水害というのは、ここのところでは、私はそれ以

降そんなに詳しく知っているわけではないですけれども、そういう規模のものは起きていないのではないかなと思ひまして、特に頻繁に頻出していたという意味で昭和40年代以降という表現があっても大きな違和感はないのではないかという気はします。

成宮委員 伊勢湾台風というのは、割合、滋賀県の人にはよく覚えているんですよ。だから、そういうイメージが伝わってくると、そういうふうなこともきっかけづくりになるだろうと思ひますので、修正ができるのだったら、できなければもうしょうがないですが、できるのだったら例えば伊勢湾台風などという、そういうふうなことを入れていただくと。今は台風の名前も13号とか15号とか数値化されていますけれども、伊勢湾台風というのはイメージとしては結構大きなイメージがありますので。それと、名古屋の港区の防災センターは確実に伊勢湾台風、あそこは貯木場のあれから、そういうふうな状況なども踏まえて、それがメインになっていますが、あのように、ひとつ非常に頭に残っているものを、地域の皆さんにとったら言葉で言うとトラウマみたいな感じになるのでしょうか、そういうふうなことはやっぱり載せるべきではないかと思ひました。

大橋座長 今、何らかのご指摘をいただきました件につきましては、この部分について後日、作業部会等で修正を加えるというぐあいにさせていただきます。だから、今きちっと思いが伝わるかわかりませんが、私も思いがありますし、その辺を踏まえながらこの部分については一部修正を加えるということにさせていただきたいと思ひます。よろしいですか。

はい、中村委員。

中村委員 その点で、成宮委員がおっしゃったこと以外に、ことしも夏には長浜のほうで水害が起こってますので、やはりそこで被災をされた人については大きな水害を受けたという感覚がありますので、そういう点も少し加味したような表現にさせていただきたいなというふうに思ひます。

大橋座長 はい、参考にさせていただきます。

他に、松尾さん。

松尾委員 今のご意見ですけれども、よその都道府県に比べましても確かに大水害

は少ないです。やはりこれは琵琶湖のおかげと私は思っております。この書き方に少しまじいところがありますけれども、字句をもう一度ご検討願えればと思っております。

もう1点ですが、ちょっとその二、三行上のところに、滋賀県の北部や農村地域などでは過疎が進み、北部と指定されておりますので、上から言うと12行目ぐらいですけれども、滋賀県の北部や農村地域などで過疎化が進みという文章がございますね。北部というと、もう湖北地方しかイメージができませんので、やはり過疎化というのは滋賀県各地域で起こっていることだと、ごく一部だけが人口が増加している状況ですので、このあたりの北部ということにちょっと私はひっかかっております。各地域でもいいのではないかなと思っております。その辺の字句訂正ですけど、まことに申しわけございません。

大橋座長 はい、この件について柴田委員さん、何かご意見はありますか。

柴田委員 松尾委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、僕らのイメージとして、南部では大津や草津などを始め人口が増加しているイメージがあり、一方で北のほうというのはどうしても人口が減っているなというイメージがありましたので、そこを強調することでメッセージ性が出るのではないかなと思って、一応、南部と北部という分け方をさせていただいています。ただ、おっしゃるとおり、もちろん過疎化が進んでいるのは滋賀県北部だけではないですし、人口が増加しているのも南部全部が増加していると言われると、そういうわけでもないの、ちょっとこれについては考える余地はあるのかなと、何かちょっと僕も今思いました。

大橋座長 はい、この部分についても一部字句訂正をさせていただくということにさせていただきます。

松尾委員 結構です。

成宮委員 ちょっともう一つ言っているんですか。

大橋座長 はい、成宮さん。

成宮委員 恐れ入ります。6ページの地域のことは地域で守ろうという言葉がありますが、この言葉に対してこれから言おうとするのではなくて、全体的に私たちの提言することは、地域と要するに三位一体になっているところが初めて優先順位、ラン

クがあってできていくのかなと、これはうがった見方でしょうか。この自分たちのところに防災組織がきちりでき、そして通常維持管理と言いましょか、草刈りなどをして通常の管理ができやすいような状況を保つ、そういう地域になった、初めてそこで治水工事をしていただけるのかどうか、そういうふうにしなさいと言っているのかどうかなんです。

川づくり会議でも検討します、何々します何々しますというようなことがいっぱいあったのですけれども、そのときもそうだったんですが、お金がないのに何でこんなふうを検討します、しますという言葉が出てくるのかなということを常に考えていました。そういう中でお金がないのも一つの理由にはなるだろうとは思っているのですが、そういうところで防災の問題でもそうなんですが、すべて自助・共助・公助という格好で3つが1つにならないと何もできないのだというふうな、地域にとったら物すごい強迫観念が出てきているんです。

だから、このことに対してどういうふうに扱っていったらいいのかな。このごろ社会というのは、もう強迫観念で動いてますよね。だから、そういうふうなことで本当にいいんだらうかなという気が最近物すごく強く感じるようになったんです。優先順位をつけるのを我々が求めようとしているのかどうか。

柴田委員 優先順位をつけるのを求めようとしているのかどうかと。

成宮委員 3つがそろってあるから、というか自助・共助があるから、だからこれは公助をしましよというふうなことで、まずその3つがそろったから「よっしゃやっただらうか」というふうな格好になるのかどうか。もともと河川の管理者の中には水五訓という熊本から来ている言葉がありますね。「もともと河川管理者というのはそういう位置づけにあったはずやのになあ、何でかな、お金がなくなったからかな」というふうなことを思うようになってきたんです、うがった見方ですけれども。だから、そういう意味でこの3つがそろって初めて、自助・共助の部分がそろって初めてこれだけ地域の人が苦労されているのだから、優先順位はそしたら上のほうにつけてあげようかというふうなスタイルを

我々が求めているのかどうか。そういう意図があるのかないのかだけで結構ですが。**柴田委員** そういう意図はないですね。というのは、そろわないと地域を守れないとかではなくて、地域に住んでいる人たち全員の命を守るためにどうしたらいいのかというのを考えたときに、やはり今までの公助に任せた公助だけの治水というものだけでは、あふれるという前提に立った場合に、どうしても命を守るのは無理だろうと、100%すべての人の命を守る保障はできないだろうというのが、この住民会議の一つの思いかないと思ひまして、ではそのため行政に頼りきるのではなくて、やはりその中で自助・共助、自分で守るという意識であるのか、地域のことは地域みんなで助け合って守りましょう、そういったもの必要ですよ。それがないと公助は動いてくれませんではなくて、それもないと自分たちの命を守れないのではないのでしょうかという思いが僕はここにあると思ひて書いてますので、それがないからどうか、それがないから何もしないよとかではなくて、やはり僕たちの意識としてそういう意識を持つことが大事なのではないかなという思ひです。

成宮委員 ということを記録にとどめておいてほしいなと思ひます。

柴田委員 はい。

大橋座長 今、成宮さんがご指摘されましたように、私もこの会議も8回やらせていただいた中で、今にまで古来いわゆる治水というのは、それぞれの地域でいわゆる二線堤だとか遊水地だとか、また霞堤だとかいろいろつくってこられましたね。ところが、今の近代治水になってからというんですか、それが皆川の中で全部とどめてしまおうという形で来ているのが今日ではないかなと。それで、いわゆる行政のほうも河川改修をしたら、それが水害を皆守るねやという感覚になりつつあったのではないかなと。それで、その備えを怠ってきたのではないかなと。また、一方住民のほうも、いわゆる河川改修をしてもらったら何とか行けるのではないかという錯覚、最近の温暖化等によって集中豪雨等に対応できるのか。いわゆる洪水でも大丈夫なのかという言い方になると、そうでもないようになってきたというような形から、もう一遍昔の生活の知恵も働किながら、行政もき

ちっと今現在の状態は水害が起こるよという認識に立ってもらって、我々住民もそれに備えることもしていけないといけないのと違うかと。

だから、今回の樹形図の中でも、いわゆる公助は土やと、原点やという中で、この最終的に命を守るのは、その土があって木が茂り、4つの根っこがお互いにリンクした中で人の命を守ることができるのだということで、住民と行政が一体となってやらないといけないと、このことをこの樹形図であらわさせていただいたのではないかなと。

成宮委員 いや、別に反対しているわけではなくて、そうではなくて、そここのところをきっちり伝えておかないと、それは今は皆さんこうしておられるけれども、何年かたったら確実に転勤とか、そういうような組織が変わってしまいますね。そういうことをきっちり書いておかないと継承ができないということを、ちょっと今おっしゃったように、これの作成に当たりとかいうようなことで残していただく一番いいのと違うかなと思ひますね。そうすると、その意思が伝わりやすい。日本語は難しいということなのですから。

大橋座長 はい、わかりました。

はい、中村委員。

中村委員 いろいろ苦心してつくられているのに意見を言うのはおこがましいかなと思ひたのですが。「私たちが目標とする地域づくり」の6ページですが、この中の最近まで洪水に対する備えや知恵があったというところで、近代的な治水が行われる以前、この近代的な治水というのは何を、いつの時点を指すのかということが非常に難しいなと。例えば、昭和30年ごろまででしたら地域でいろいろ、日野川の流域でも知恵を働かせて半鐘で知らせたりいろいろやっているわけですね。ところが、明治ごろから近代治水ということで、いわゆる河川行政というのはやられているので、やっぱりここは都市集中とか高度経済成長とか、そういうぐらいの、ちょっとぱくとした表現のほうがいいのかなという感じがちょっとしました。ご検討いただければ。

大橋座長 今、近代治水というのはいつからそういう呼び名にしたのだというようなことですが、確かに言わんとし

ているのは、先ほど私も申し上げましたように、いわゆるこの素掘りですね、昔は3面張りではなしに、そういう状態のときには、それぞれの地域は地域で、先ほど申し上げましたように、そういう二線堤やとか遊水池やとかそういうのをつくっていくという状態をしてきたということから、一般的な表現で的確にいけるのではないかという形で直させていただいておりますが、この件についても今の中村委員のご指摘のとおり、この辺についてはもう少し表現を、近代治水ということにかかわる表現があればという形で一遍考えさせていただくということでもよろしくお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。はい、杉本委員。

杉本委員 1つは漠然としたテーマなんですけれども、私たちがこの中で使っています行政という言葉なんです。行政の内容は何だろうというのをちょっと議論、確認だけしておきたいと思います。

北井委員 私も改めて言われると自信がないので。私が考えるというので思うところを言いますと、前回、公助に期待することと書いておまして、公助、公ということの行政のとらえ方で議論が出た中では、県の職員の方とか市の職員も含めてというふうな話で、それぞれの自治体のことというようなイメージで皆さんのご意見があったかと思うんですけれども、これは県に提出する提言書であるということになりますので、県に対する意見ということになるんでしょうけれども、大きな意味では、できれば気持ちとしては、国だとかもうちょっと大きなところの河川行政というものに対しての意見というぐらいまでの規模にはなってほしいなという気はしています。

杉本委員 私の提案ですけれども、これは県に出すものですので行政とは県に限ったほうがいいのではないのでしょうか。

大橋座長 公助のところを県という形、滋賀県。

杉本委員 はい。行政という意味も、行政でいいのですが、私たちの中ではこの行政は県であるというふうに解釈したらどうでしょうか。

大橋座長 もちろんそのつもりをしておりますけれども、それゆえに、宣言案が

「滋賀県民宣言」という形でいただいておりますので、この公助、行政というのはイコール県だという考え方をしております。ただ、その中に地方自治体がありますので、市町村の自治体も、これは傘下という形で同じような考えになってくるのではないかなと、こう思うんですけれども。

杉本委員 今、北井さんの意見とは少し違いましたけれども、委員長の意見でいいと私は思います。そこをよろしくご理解お願いします。

大橋座長 はい、ありがとうございました。そういう意味をみんな持っている共同認識はしているつもりなんです、いずれにしても公助の中の行政というのは県やと、イコールやという感じをしておりますので、それは共同認識をせないかんののではないかなと。それは改めてそうさせていただきたいと思います。

他にございませんか。

杉本委員 もう1点、12ページの最後の3行ですが、私これでいいと思うんですが、この2つ目とこれ、行を合わすとか、またはこの3行を12ページの「治水の進め方を決める場合には」というところの次の行、別のところへぼんと入れるとか、何とかそういうふうな考え方はできませんか。

大橋座長 もう少し、ちょっと。

杉本委員 「行政職員は自分たちも地域の一員であることを自覚し」というところですね。これを前の文章と続けてしまうとかですね。

成宮委員 もっと太字にしてほしいなと思っております。

杉本委員 ええ、私も、その意見も半分はあるんです。項目を変えてほしいなということもあるんですが。

大橋座長 今、杉本さんのお話が出たのですが、成宮さんも。

成宮委員 その部分については同じなんです。ちょっとだけ時間をちょうだいしたいのですが。

大橋座長

今の話についてはどうなんですか。

成宮委員 今の話については太字にしてほしいぐらいだと。もう少しインパクトのある書き方で訴えていきたいなという気持ちを持っています。

大橋座長 といいますと、「行政職員が自分たちも地域の一員であることを自覚し」。

成宮委員 以降この3行ですね。できれば黒四角の太字になって出ていたほうがいいのと違うかなというふうに思います。

大橋座長 もっと大きくせいと、強調せいと、こういうことですね。

成宮委員 後輩たちには怒られそうですが。

大橋座長 この件については精いっぱい、この前からちょっと議論があって、これをちょっとやめておこうかというようなこともあったのですが、こういうことがやっぱり住民の人からは、そこは先頭になってやっていただけたらいいけれども、地域は地域で頑張らないといけないということの一つの押さえになるのではないかなということを書いて、こういうふうに書かせていただいたのですが、もうちょっと大きく強調せいと。

成宮委員 一昔前の町役場はそうなんですよね。消防団活動、機動隊にしてもそうだったんですが、町の職員が機動隊員として必死になって消火活動に当たってますよね。あれと同じイメージでございます。

大橋座長 この件については、成宮さんのほうからもこの前のときにも、自分が県職員のときにはそうだったかなと反省しているのやということの状態もご指摘いただいたので、この程度でとめておこうかなと、こう思わせていただいたので、ご理解をいただきたいと思うのですが。

成宮委員 もう1つだけちょっと、もしも入れていただけるならということで、10ページの3の根っこのところの「組織をつくる」という説明文の中で下から2行目「社会福祉協議会や民生委員などと連携することで」というふうに書かれているのですが、こういう特定のところだけが出てくると、ここに書いてあるではないか、そうしたら地域の組織の中に確実に入れという格好の脅迫みたいなものがあるだろうと思います。これはあくまでも自治会の中の活動として、これは厚生労働省の大臣の承認にはなっているものの、推薦母体は各自治会ですので、自治会のほうの名前のほうがいいのではないかなというふうに思います。「独自の工夫も重要です」に続いて「自治会などと連携することで」というふうなイメージに持ったほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、これは皆さん、ご意見いかがでございませ

う。

大橋座長 はい。今、成宮委員さんのほうから第3の根っこのところの11行目ですかね。10行目ですか。「独自の工夫も重要です。社会福祉協議会や民生委員などと連携することで」と、これは大分議論が出たところなんですね。何回目が忘れたんですけども、これを絶対せんことには、自治会だけではというのは、自治会も傘下になっているわけですが、例えば自治会長さんがこのごろ個人情報保護の問題で、出ていかれた入られたという状態が把握できてないと、民生委員しかわかってないというような形で、そういう意味であえて民生委員さんも入れておかないことには、住民の出入りの状態やらが把握できかねるといような議論があったかと思えます。そのためにちょっと入れさせていただいているのですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

成宮委員 民生委員さんは3年なんですよね。そして、自治会の会長さんは特に1年というギャップがあるものですからね。

大橋座長 松尾さん。

松尾委員 今おっしゃったとおりで、自治会長は大体1年交代が普通です。長くても2年ですし、民生委員や福祉団体のほうは3年4年と任期がございます。もう1つは、自治会長は、障害者の家や高齢者の家、その辺は全くわかりません。みんな民生委員が握っております。これは守秘義務がありますもので、絶対に口外できませんので、これはこのことをはっきりとここに打ち出したほうが私はいいと、ベターという意味で、前から私の言っていることなんで申しわけないです。

大橋座長 中村委員さん。

中村委員 基本的には今松尾委員がおっしゃったとおりだと思っています。ただ、僕は思うのですが、自治会長というのは行政の特別職という位置づけにはならんと思うんです。消防団長なんかはたしか公務員の第3条3項職員でしょう。自主防災会長もそういうふうになれば行政の特別職ということで地公法上の位置づけができるのと違うかと。議員さんもそうなんですけれども、特別職の地方公務員。そうすれば、別段個人情報の云々ということは問題が起こってこないんです。

でも、やっぱり自治会長をやっていた経

験から言うと、生活保護世帯でも絶対言ってくれません。そうすると、自治会費を納める納めんから非常にもめるんです。だから、そういうこともあって、そやけどそれは言えないと。あの人そうやからということと言うとまたややこしくなるわけですね。ですから、非常に難しいので、こういう形で連携をしてやっていかんと災害弱者に対しての対応ができないのではないかということだというふうに思いますので。

確かに、成宮委員がおっしゃるように、社会福祉協議会とか民生委員だけが表に出ておりますけれども、ここで大体問題にしておりますのは、そういう障害者であるとか老人とかの、いわゆる災害弱者対策をきちっと連携をとってやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。実際に、先ほど申し上げましたように、自主防災会長が地公法上の第3条3項職員なのかどうかということについても、市町村によっても解釈が違うみたいですし、そういう情報を得るということは非常に難しいということがありますので、この文言は置いておいてほしいなと思います。

大橋座長 はい、ありがとうございます。ここで多々納先生からのご意見を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

多々納アドバイザー 今の件でちょっとだけ言います。今の件は、私も松尾さんとかに賛成なのですけれども、ただ、ちょっと文言を書きかえるだけでよくなるのではない。「自治会のみならず、」として「民生委員などとも連携する」と書くと、両方ともしなさいというイメージがあってよろしいのでは。自治会の中で要援護者対策をしなければいけないというような議論も一方ではありますので、それは明らかだといえれば明らかなのですけれども、やはり両方書いておいたほうがいいのかと思います。以上です。

大橋座長 成宮委員、一応自治会もここへ入れさせていただくということで今、多々納先生のアドバイスをいただいて。

成宮委員 固有名詞が出てくるのは大体ここだけなんですね。

大橋座長 ここだけです。ここだけですけれども、先ほど言われましたように、有事のときにはどうするのやというような形で、弱者への伝達やとか援護やとか、その

辺についてのところまで踏み込んだ場合については、ここまで入れていかないといけないのと違うかという大きな意図があるということなんです。

成宮委員 一応、主語になっているのは「我々は」ですね。「私は」でしょうか。「我々は」ですね。

大橋座長 「我々は」。

成宮委員 「我々は」ですね。多数決でやってください。

大橋座長 いろいろと細かい点はあったし、確かに出てくるのはここだけかとは思いますが、逆にここで入れていかないとい入れられないというようなところもあるのではないかと思いますし、こういう点でひとつご理解をいただいたということによってよろしくお願ひしたいと思います。

他に。はい、松尾委員。

松尾委員 全く字句の訂正部分に入るのですけれども、12ページの川の安全を高める話でございます。2のところでございます。「現状における森林整備を強化する。遊水機能を持つ公園の整備や各戸への貯水タンク設置」、この貯水タンクというのを雨水タンクにさせていただきたいと思うんです。貯水タンクというと私も飲み水のほうのビルなんかのためにありますタンクを思い出しますので、これはちょっと仕事柄そういう関係かもしれませんが、できたら雨水タンク、雨水をためるタンクだろうという解釈であります。

次の下の列でございます。「霞堤や水害防備林などの昔の人の」というのは、これは先ほどからみんな「先人」となっておりますので、「先人」に統一されたらどうなんでしょうか。「霞堤や水害防備林などの昔の人の知恵を生かす」というところは、「先人の知恵」でいいのではないですか。それですと先ほどから通っておりますので、そのように字句訂正をお願いいたします。

もう1点ですが、次の「命の危険が迫ったとき」ということで、これが対象に入るかどうかが少しわからないのですけれども、「企業の持つ機材や人力を提供する体制づくり」とか、そのような文言を1行入れられないかなというのが少しありました。

大橋座長 松尾さん、今の最後のやつは何と。
松尾委員 命の危険が迫ったときの体制づくりということですね。そこにもう1つ、

最後のほうでも結構ですが、「企業の持つ機材や人力を提供する体制づくり」というのですか、そういうものが必要ではないかなと思って言ったのですけれども。これは市民ばかりではなしに、やはり企業の持つ力もおかりしなければならぬと、そのように私は少し考えてきたのですが。ここに入れるべきかどうかちょっとわからないんですが。

大橋座長 これは、どこかに企業との連携をします。柴田委員。

柴田委員 企業のことなんですけれども、実は第4の根っこの11ページを見ていただくと、企業のこと書いてあるんですよ。最初の黒四角のところ「地域外や異なる目的を持つ団体と協力体制をつくる」というところの1文目に「地域は、周辺の企業や事業体による水防活動の応援、避難所としての利用、物資の支援などのための連携体制を築いておく」と。これに対して、その3つ目のハイフンのところに「行政は、地域の防災活動とこれら企業や防災組織の連携が進むように働きかける」ということで、一応企業の、最初の主体は地域になっていますけれども、そこに対して行政が支援をなさいということは一応、自助・共助を促す公助という形で書かせてはいただいておりますけれども、どうなんでしょうね。それを改めてここに書く必要があるのかどうかと。また違う言葉で書く必要もあるのかなともちょっと思いますけれども。

大橋座長 松尾委員さん、今、第4の根っこの中に、この根っこに入っている公助についてはここでは挙げてませんのでね。ということで、これでご理解いただけますか。

松尾委員

はい、わかりました。

大橋座長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。先ほど言われた、「川の安全度を高める話だけにとどまらず」と書いてあるこの大きいところの1、2番の貯水タンクの設置のところと、その次の「防備林などの昔の人の知恵」を「近隣の知恵」という形に訂正というか。

松尾委員 「先人」です。

大橋座長 「先人の」。あっ、「先人の」か。先人やったら昔の人と余りなんやから、それなら先人でそのようにさせていただきます。

ということは、その2つ目の「貯水タンクの設置」というのを「雨水タンクの」と。
松尾委員 はい。貯水タンクというと、私のほうからいうと飲料水、ビルなんかで水をためとくのを貯水タンクといいますね。それで少し雨水のほうが。雨水の水をためるといことですね。

大橋座長 いわゆる貯留ですね。

松尾委員 貯留です。

大橋座長 貯留施設というのか、貯留タンクというのか。

松尾委員 今、東京やらではたくさん、各家庭に雨水タンクをといからってためております。そういうことも含めての話です。

大橋座長 はい。それでは、この文言については、貯水タンクというんだったら各戸の家の飲み水に使うのかというようにとられるとなにだからということで、この部分についても。

多々納アドバイザー 同じところですが、ここがちょっと僕はひっかかったんです。「整備や」まではいいのですけれども、「各戸への」というと全部の家に設置するののかという感じがしたので、ちょっとやわらかくしたほうがいいかなとは思っています。例えばという意味ですよ、これは。だから「雨水貯留タンク等の整備を」、「住宅地への」とか入れるんでしょうね、「住宅地あるいは住宅への雨水貯留タンク設置等の整備を進め、流域内の貯留能力の増強を図る」とか、何かそんな言葉にしたほうがいいのではないかと思います。

1点、ちょっと変わりました、その下のところで、僕も意味が少しわからなかったところがあって、「公開時には情報の限界も明示する」というのが1つ目のところの2段目にあるんですけれども、これは北井さんに聞いたらいいいのかな、ここで言う「情報の限界」というのはどういう意味だったんですか。

北井委員 2つ目のところの一番上のハイフンですね。「地域の危険度等の積極的な公表を行う。公表時には情報の限界も明示する」というのは、たしか前回の会議で傍聴者の方からのご意見をいただいたもので、浸水想定区域図だとか、そういうふうな想定、浸水予測をしているデータの算出基準というか、何mmの雨量があつてこの場所が切れたときの中であつて、そ

うふうな限定された情報というのでも明示して、それ以外の場合というのでもあり得るんだというのを知ってもらえるようにしなくてはいけないというような意図での発言がここに入っていると思います。

多々納アドバイザー 多分そういうことだろうなと思ったのですが、そうだとすると、やはりそういうふうに丁寧に書いたほうがいいなと思ひまして。例えば、計算の前提条件をきちっと示して、ここで示された以外のケースも発生し得るといようなわかりやすい表現に努めるとか、何かそういうようなことを書いておいたほうが多分よいのかなと思います。

それから、その上のところですけど「その把握と積極的な公表を行う」ちょっと何となく言葉の流れがよくない感じがしまして、把握に努めてもらわなければいけないと思うんですね。「把握に努めて、積極的な公表を行う」と、例えばそういうふうにさせていただければいいかなと思ひました。

大橋座長 はい、杉本委員。

杉本委員 細かい話が出ました、微妙なところをきっちりやらないといけないという話が出ましたんで、そのもうちょっと前の、先ほどの「霞堤や水害防備林など先人の知恵を生かすなど」のその次ですね。「超過洪水も考慮した河川改修」、これは厳密に言うとうどういう意味だろうと。これはまずいのではないかというのが私の考えです。

大橋座長 どうしたらいいのですか。

杉本委員 まず最初に、これをどういう意図で書いたかというのを説明してくださいませうか。

北井委員 「超過洪水も考慮した河川改修を実施する」という部分ですけども、水害を流域とか地域で受けとめられるようにというふうな、川の中だけで対応するというだけではなくてという意図があるのだと思ひていますが。

大橋座長 単純に、超過洪水というのは、最近大雨が降ってないというのか、長い間水害の経験も少ないという川の状態を反映して、最近特にゲリラ豪雨やとか集中豪雨が多発していると、想定しない以上の水が発生するということでしょう。

杉本委員 そうです。そうしますと、それを想定した、計画よりももっと河川改修の

規模を大きくした場合も考慮した河川改修を実施するという意味になってしまいますので、ちょっときついなという感じですよ。

大橋座長 はい、わかりました。この部分をどういう状態でさせていただいたらいいのでしょうか。要するに、言わんとするのは、先ほどゲリラ豪雨等々の状態に対応するのはどうなんやと、しかし現況の河川事業においては50年確率を適用されておるが、それでもなおオーバーするやないかと。それをしようと思うとかなり、全部100年確率とかそれ以上にしようと思うと多額の費用がかかってそんなのできるのかというような状態ではないかなと、こういう感じがするんです。これを地域で洪水になった場合に、地域でどう守っていくかという形が、これはまた知恵になるのではないかなという感じがするんですが。確かにこれで見れば、超過洪水を初めからオーバーするよということを考慮した河川工事をせいと言わんとするような状態にとられますので、その辺について柴田委員。

柴田委員 今回の資料で配っていただいている「滋賀県が今後実施しようとする公助」という中に、フロンティア堤防の事例ということが書いてあるんですけども、僕が思ったのは、そういったあふれでも破堤して多大な被害が出ないような河川改修をしていくというのが前回か前々回かの資料で示されておりまして、ここで示しているそういうことは、僕的にはそういったことを指しているのかなともちょっと思っただけですけども。それと同時に、今おっしゃったことも含め、こういうこともされているので、何かあってもいいのかなという気はしました。計画高水を超えるようなことを考慮しなさいという意味できつい意味かもしれませんが、実際にされているのかなという認識でした。

大橋座長 このことについて多々納先生。

多々納アドバイザー これ多分言葉足らずだと思うんです。今までの河川改修とか河川計画の前提は、計画の範囲内までのところだけ考えるというのが通常の見方です。ここで言う流域治水あるいはここで提言する内容の中では、公助に対して求めるのは、そういう上限を決めて川を管理す

るのはいかなものかということをお願いしたいということだと思っんですね。ですからここでは、例えば水害防備林なんていうのは、実は越流が始まらないことには役に立たないですからね。だから、要するに、もし計画規模を超えるようなことが起きたとしても、その後の被害が少しでも少なくなると、そういうような知恵をきちっと講じておいてほしいと、そういうことが言いたいわけですね。

あるいは、何回も議論が出てますけれども、堤防がびちっと高い形で囲まれてしまうような整備をしてしまった後でどこかが切れると、ずっと水につかたままになる。どこか逃げ道でもあるほうがかえって被害が小さくなるとか、そういうような話も含めてここらあたりの話は書いてあるはずなんです。ただ、この文言だけでそれを理解しろというのは極めて難しいので、ここについては若干工夫をしなければ、僕も今すぐこう書いたらそれが伝わりますという短い文言は見つかりませんけれども、逆にちょっと丁寧に書いていく、書き込むべきところではないかなと思います。
大橋座長 杉本委員さん、そういうことで。
杉本委員 はい、結構です。
大橋座長 確かに、このことの文言は短いので、大分言葉足らずということがあるのではないかなと思いますが、訂正をさせていただくということでもよろしくお願ひいたします。
 他に。

中村委員 先生のおっしゃったとおりなのですが、私も水害を小さくするために、こういう河川改修と言わずに「河川管理をする」という言葉に置きかえたらいいのではないかなと。それと、昔の知恵を生かすというのと、霞堤、水害防備林、昔だったら竹林をつくったりとかいうのもあるのですが、そういうものと、これも昔の人の知恵なんですけれども、ちょっと並列してしまっておられるので、このところの表現を変えたらうまく通じるのではないかなと思います。

多々納アドバイザー そうですね。ここに関しては知恵というのは書かなくてもいいのではないですか。

大橋座長 この部分につきましては、再度訂正をさせていただくと。皆さんのお考えの状態を組み込ませていただいで修正す

るということではなしていただきたいと思ひます。

はい、中村委員。

中村委員 一番最後のところの2つ目のところですけども、コーディネーターを設置するというところですね。これについて、実施体制としてどうするかということがあると思ひます。地震については、たしか滋賀銀行が冊子をつくって配布しているというふうにお思ひます。方々に置いてあります。そういうふうなものを行政のほうでも普及版としてこれを活用してつくってくれるのかどうかということ。できたらそういうのをつくって普及してほしいなど。何やったら、滋賀銀行の経済文化研究センターか何かがあればつくっているとのお思ひますけど、そういうのでしたら金を使わずにいけるのかなと思ひますし、そういうことと。

それからコーディネーターの分ですが、いわゆる出前講座ということで出てくるわけなんですけれども、その出前講座について、我々どうするのやと、こうして議論だけしたけれども、我々も含めてそういうのに参加をしていくというか、出前講座だけやしに自前講座と。これは、そんなことを書く必要はないのですけれども、そういうふうな観点で何か取り組むということが必要ではないか。我々のこの10人の委員だけではなしに、いつも熱心においでの方、現にやっておられる方もたくさんおいでなのですけども、そういう方も含めて、そういう考え方として単なるコーディネーターではなしに、そういう活動に入っていくというのか、そういうことも必要なのかなと。ただ単に県の職員なり市町村の職員に出前講座なり訓練をやりなさいと、住民にやりなさいと。それを単にコーディネーターとしてやるというだけではなしに、実際にもう一步踏み込んだほうがいいのかなど。簡単に言うと、我々も講師になったりしてもいいと、行ってもいいのではないかとお思ひましたかっただけなんですけれども。私も体の調子が大分復調してきたので、そんなことだったらできるかなと。ということで、ちょっとつけ加えさせていただきます。

大橋座長 はい。今のコーディネーターを設置するというのは、行政で勝手につくれということではなしに、地域を十分熟知し

ている人がいるよと。こういう、きょうおられるメンバーやそういう人たちが行政と住民のパイプ役の形で必要ではないかということをおっしゃっていただいたのですけれども、ここの部分をどう置きかえるかということなんです。今、中村委員さんがおっしゃった、この前、冒頭一番初めから言うていただいたんですが、せっかくこうして検討委員会が、きょうで一応この提言は取りまとめさせていただこうと。これから以後これをどうするかという形について、後で一番最後のほうで提案をしていただくようなんですが、これから後、それぞれの川づくり会議とかいろいろの方たちとまた検討する、また話し合う、そういう場をつくっていききたいということも言うていただいておりますので、これで終わりではなしに、これから始まりやという形でこういう活動をそれぞれの皆さんが参加していただいて、していただくと、川づくりに参加していただくと、こういう意味も含めておりますので。

中村委員 はい、わかりました。座長にお任せします。心は同じだと思います。

大橋座長 はい、齒黒委員さん。

齒黒委員 この前、防災組織の役割分担について話が出ていたように思うのですが、危険が迫ったときに、だれがどうすればいいのか伝達方法のマニュアルや、役割分担を決めるなどの文章を入れたら良いと思って考えていたのですが、いかがでしょうか。

大橋座長 齒黒委員さんのほうから、伝達方法等々の役割分担がどういう位置づけをされているかなと、こういうことですね。役割分担のところでは何か、柴田委員。

柴田委員 役割分担という言葉は使っていないのですけれども、逃げるときのルールづくりという表現の中に一応は含んでいるかなと思うので、入れるとしたらその辺かなと思います。10 ページですね。10 ページの「自分たちの地域を自分たちで守るための、水防活動、避難、助け合いのルールを持つ」というところで、そういった決まりや役割分担などをみんなで持つておくのが大事だよというのを一応言っている面もあるかなと思うのですけれども。

大橋座長 入れるとしたら、この3つ目というのか、「治水の進め方を決める場合には、住民とともに議論をするなど、住民と

行政が一体となって安全な地域づくりが進められる体制を整えること」、ここに1つ文言を入れるかですね。ただ、ルールづくりということは組織づくりの中の行政のところに入っているんで、ルールづくりということで網羅するのでしたら、役割分担の状態をルールづくりということですから、「自分たちの地域は自分たちでまもるための水防活動、避難、助け合いのルールを持つ」という中に、行政としての位置づけが「行政は、これらの地域の活動に対して自分たちの地域を自分たちで守るためのルールづくりを住民とともに検討する」というのが入っているのですが、齒黒さん、これと役割分担はまた別ということですか。

齒黒委員 自治区ですと区長を長としての組織になりますが、いざという時にはだれに伝えればよいのかとまどってしまうのではないかと...

大橋座長 この提言の中には、それぞれの地域での細かい役割分担ですね。例えば自治会長がこの地域ではヘッドになって、水防組織団があるとか、こういうルートがあると思うんですね。それはそれぞれ地域によって違うんですね。だから、こういう役割分担をどう位置づけしていくというのと、ルールづくりという形でそれぞれ地域に合ったルールを的確に進めているということがいいのではないかなと思うんですけれども。そうでないと、一定のところでは役割分担、だれだれがこれしなさい、これしなさいというように明確にはなかなかできません、ここでは。だから、その地域に応じた、そういう伝達方式というのが出てくると思うんですね。役割も。

齒黒委員 私も先ほどから考えていたのですが、例えば私の家は近所に家がなくて、事態が起きたとき、行政に連絡するのが、区長さんに電話するか、このような方々がたくさんおられると思います。

大橋座長 だから、齒黒さんがおっしゃるように、齒黒さんだけやないと思うんですね。僻地におられる方なんかはたくさんいるいるあるやろうし、だからそれは地域に応じて一つのルールづくりが必要やないかなと思うんですね。だから、これを具体的に展開していかないといけないわけですね。これから行政も住民も一体になってなんですが、そのきっかけをどこに

するかは別にしまして、やっぱりそれぞれ都市部と山間部といろいろな条件が違いますので、それに応じた体制づくりというのが必要やないかなと、こう思うんですけれども。

齒黒委員 実態を想定した住民のルールづくりが必要ですね。

大橋座長 はい。先ほど言ってますように、コーディネーターも設置、先ほどおっしゃったように行政でコーディネーターをつくるのではなく、住民が地域の代表でコーディネーターにもなっていただくと。その方たちは自分のとこの地域やエリアをよく知っていただいております、その中で役割分担をどうするのだと、地域地域によって、またそれによって自治会単位によって違うかも知れませんが、そういう状態を細かくこれから分析していかないといけないのと違うかなと思いますので、全体的に役割をどうするのだということで細かく分割するのはなかなか難しいかなと思いますし、それでご理解いただけないかなと思うんですが。

齒黒委員 はい、わかりました。

大橋座長 はい、中井さん。

中井委員 齒黒さんの意見に触発されたのですが、実際に危険な状態が起こったときにどうネットワークというのでしょうか、例えば交通事故がありました時にはレスキュー隊がぱっと来て作業します。だから、そういう本当にその場になったときにどうするかという、確かに、この個々の提言というのでは、そういうのを避けるためにどうするのだということはお出されてますが、危機感というのか、その様なところがないのではないかなという感じが私自身しているのですが、いかがでしょうか。

大橋座長 危機管理の状態をどこに位置づけしていくかですね。

中井委員 はい。

大橋座長 この点。はい、杉本委員さん。

杉本委員 それの具体的な例が、例えば11ページの上から「地域外や異なる目的を持つ団体と協体制をつくる」というここにもあるのですが、訓練です。要は、日ごろ訓練をすることによってそれが話なので、訓練をやるのが結果的に伝達、いろんな話になると思います。ですから、気張ってみんな訓練をやらないといけません。ということで、大体その表現的に

は訓練を気張ってやるということが書いてあったらそこはいけるのではなかろうかと。ただし、その訓練を実施しないと無理なんです。

大橋座長 中井さん、今の。

中井委員 もちろん訓練ということが大事だと思います。しかし、その訓練の範囲内で訓練に参加する人たちの手だけでは手に負えないことというのはやはり実際には起こり得るのです。例えば、本当に堤防が決壊した、そこでだれかが流されるといようなことだって起こり得るわけです。そういう場合にどう対処するかという、そういう危険への対策はできているのかもしれませんが、やはりそういう辺のところもきっちりしておくことが必要ではないかなと思うのですが。

大橋座長 石津さん、何か。

石津委員 ちょっとぼけると思うのですが、やはり自分たちは、先ほど座長が言われたように、地域それぞれまたいろんな部分での検討せんなん部分がその地域によって出てくると思うんですね。だから、自分たちとしては、そうした組織、そうした議論する場所。当然、中村さんやらがおっしゃっていたように、全然無知な我々が勉強させていただいたこと、また地域で活動できる部分をそうした組織の中で。そしてまた、いろんな意見の方がおられると思うんですね、住んでいる場所、いろんなことで。ワークショップ的な形で、まずはいろんな考え得ることをそうした場所の中で議論し合って、それからの、個々に合った対策をどうすればいいかという形で、ここでの議論に対してはいろいろ考えられる部分は提案はできると思うんですけれども、またその地域に合わない部分もかなりあると思うんですね。

だから、私たちとしては、その地域にまた入り込んで、またみんなと一緒にあってそうしたいろんな提言された部分を検証し合い、そしてまたもう1つワークショップ的な形でその地域に合った実情も、組織であったりそうした連携組織なんかも考えればいいのかないかなというようなことも思うんです。ちょっとずれたらかも知れませんが。

柴田委員 本当に同じようなことを言うんですけれども、この提言書を最初につくらせてもらったときに、課題みたいな形で、

この住民会議で話していること自体は県全体を考えて話していることなので、その地域地域の実情に合わないこともあるだろうというのは、大橋さんかだれかからお話があった中で、そういった地域の中で、次はこの住民会議を踏まえて、今度は地域地域でそういった話し合いの場をつくって、その地域の、地域は地域でそういった、齒黒さんがおっしゃるような避難の方法であるとかだれに連絡とったらいいかとか、そういう地域に合ったことを話し合う場をつくってゆくのが、話し合っていくのが次のステップとしてすごく大事なことなのではないかなと思っております。そのことは、実は具体的にちゃんとした文言として入れてないので、入れたいなという思いは実は今でも少しあるのですけれども。

大橋座長 今非常に大きな問題であろうし、また最終的にはその地域地域で議論をいただくわけですが、いわゆる危機管理ということで一定どこかへ1つ入れるということにさせていただきましょか。その文言がどういう言葉で整理したらいいかがちょっと難しいところがあるんですけど、中井さん、それは作業部会でちょっと考えさせてもらうということにさせていただきたいと思えます。

ただ、私も、自分のことですけれども、自分の水害体験、知恵を広めるという関係の中で、34歳のときなんです、私とこで決壊寸前だったと。先ほど北井さんが言われたように、自分とこから3km範囲の中で4カ所決壊しているのですよね。それで、自分のところの状態も大変だという形でその指令をしたのはいわゆる長老なんです。自治会長でもなしに、ただ一人のよく知っている人がやったのです。「もうちょっと公民館に集まってもらってくれ」と。公民館に集まって「ちょっと川の水を一遍見に行け」というようなことや、最終的にそれぞれが手分けさせたのもいわゆる知患者ですね。その人はやっているんですよ。だから、その地域においての状態があると思えます。

しかし、その方も、34年からですからもう来年で50年になるんですよ。その方はもう実在されてないんですよ。されてないんです。だから「次、だれやんねん」と言われたら不安でいっぱいなんです。普通からいけば自治会長が命令するではないか

と。しかし、自治会長が本当に前回の水害を経験してないとなれば右往左往するだけで、その指示命令ができない。という行政の指示待ちという形になるのではないかなと、そういう危険が。これはもう地域地域でたくさんあるのではないかなと、こう思いますし、やはりちょっと危機管理についてどうするかということについては一定言うていく必要はあるかなと、こんな感じはするのですけれども。

この件について多々納先生からちょっとアドバイスをいただければ。

多々納アドバイザー 整理だけもう一回しておかないといけないなと思っております。実は、何が言いたいかといいますと、ここの「公助に期待すること」というところで というところと というところは一応質を分けているはずなんですね。

というのは私たち住民が行う防災活動で、その防災活動という言葉の中には恐らく水防活動も含んでいて、そういったものができるだけしやすいようにする支援というのは本当は の中に入っているべきなのかもしれません。

もう一つ、ここの「私たちの地域の安全性の質を高めること」と言っているのは、今度は自助とか共助とかという枠組みでは普通は変えられないようなものをどういう考え方から変えてほしいのか。その1つ目は川の整備というものに関連している。その次のところは、いわば1つ目の四角いぼつは川の整備に関連して、あるいは事前の対策ということを考えているということだと思っておりますが、2つ目のぼつはもうまさにその地域での危機対応というものを進めるための、むしろ行政にしかできないような支援というのは何かということをもう少し考えておかなければ、それこそ、それを入れたいという議論だったと思うんです。

確かに、上に書いてある文言と中身とで見比べると、「危機対応を効果的に行えるように事前の準備を充実」と。この「準備」というのはちょっと中途半端な表現なんですけれども、ただ「はて、さあ、どういうものがあるとういうことが非常にやりやすくなるのか」というふうに考えますと、まあ一応ある程度ここにも入っているんです。例えば情報関連機器の整備というようなこととか、それから資機材の整備と

かというのは入ってますし、あと教育、訓練というのにもここには入っているのですが、これ以上に、例えば危機対応を効果的に行えるように行政が公助としてできることというところなのかなと。むしろ、後でもちろん事務局といいますかワーキンググループのほうで持ち帰って議論するのもいいんですけども、できたらここに皆さんがおられる中で知恵をいただいてから帰ったほうがいいかなと思ひまして。ほかに何かあるのかなと。もっといっぱいあると思いますよ。あると思ひますけれども、効果的に入れるべきものとしてどういうことを入れるのが今のような文脈の中でよいとお考えになるのかなと。できたらちょっとご意見をいただくとありがたいなと思うんですけども。

大橋座長 今、多々納先生のほうから投げかけられましたのでですけども、預かった作業部会でも一体危機管理の状態はどういう対応をしたらいいのかを文言としてまとめるのは大変ではありますし、皆さんのご意見を聞かさせていただいて整理させていただきたいなと思うのですが。

中村委員さん。

中村委員 我々、自助・共助ということを非常に強調していますので、悪う言うたらどうせ逃げられてしまうと。責任逃れされてしまうやないかという危険が1つあるわけですね。だから、歯黒さんがおっしゃったように、これについてやっぱり行政と住民との分担というものをきちり書く必要があるし、また住民の中で各民生委員なりを含めてどういうふうな役割分担でしていくかについては、松尾委員がおっしゃったように、防災訓練とか講座を通じてその中でみんなで議論をして、その地域に合った形で役割分担をあらかじめ決めておくと。

ただ、夜起こるか昼起こるかによっておる人がおらないと。役割を分担すべき人がおらないとかいう場合もありますから、そこはやっぱりお互い助け合いをしないといけないので、そこらは何々という決めつけではなしに非常に幅広く、いわゆるAさんとかBさんではなしに、それを支援できる人も含めたような形の表現で担当を決めておかないと、何でも会長やと、会長はところがそのときどこかに出ていますよということではできないので、代理を決め

られるような、そういうふうな表現というのが必要なのかなと。

だから、まず行政と住民、それから住民の相互での役割分担というのをある程度決めておかないといけないと。そうだけれども、住民間の問題についてはやっぱり実際に防災訓練を通じて、また講座をやったりとかDIGとか、いろいろそういうふうなことをやる中である程度大ざっぱに決めておくと。これは、各防災組織といひますか、防災会のルールの中で、いわば規則として決めておけばいいのではないかと僕は思ひますけれども。それはあくまでも防災訓練なんかを通じて実際に実態としてよく動けるような形にして。ただ、行政との関係についてはやはり少し明確にしておかないと大変なことになるかもわからないなと思ひます。

多々納アドバイザー 具体的にどういう形の明確化になりますか。

中村委員 例えば、先ほど歯黒さんがおっしゃったようなことの場合、「そしたら自治会長に言うのか、市役所に言うのか」となった場合、やっぱり一義的には市役所が責任ですよと。だけれども、市役所も非常に忙しいからその場合には地域の防災組織が次はやりますということで少し表現を。余り行政にかぶせるといふのでは我々の自助・共助の議論が飛んでしまいますので難しいですけども、ただ表現としては、やはり行政のほうもそこらについて人災が起こらないようにというふうなことについては、人命を大切にするといふ観点から、ある程度かみ込んでこれるような形に表現はしといたほうがいいのではないかなあと、こういうふうには僕は思ひますけれども。非常に難しいと思ひます。実際私も文章を書いてみると、本当に表現しにくいなと思ひます。

多々納アドバイザー 例えば、避難指示とか避難勧告とかというのは行政の主導ということですよ。

中村委員 そうですよ。法律で決まっている分もありますからね、そういう点は。基本的には市長、村長がやるということになっている。

多々納アドバイザー だから、そういう決まっているやつがあると。では、その範囲でいいのか、そうではないのかといふところもあるかなと思ひますけれども。歯黒

さん、そういう意味ではないんですか。

齒黒委員 そうです。

中村委員 やっぱり決めてないところもたくさんあると思いますよ。

多々納アドバイザー いや、実際にはほとんど自主避難に任せるみたいのところまでずっと、勧告が出ないと、避難しようかしまいかと思っておられる方は「結局どうなんやろ」と思いますよね。

齒黒委員 はい。

多々納アドバイザー だから、そのあたりで「行政は的確な避難に関する情報をきちっと出すよう努めてくれ」ということを書くというのは一つの書き方なんだと思いますが。当たり前ではあるんでしょうけどね。違うのかもしれない。わかりません。だから、僕も「普通だったらそういう危機管理とか水防に関する体制がきちっととれないので、そのための支援をするような制度をつくりなさい」というふうに書くべきなのかもしれないなと思って聞いてたわけです。要するに、一体何が、まあ2つとも書いてもいいのしょうけれども、とにかく「書くべき内容がこれだ」というのがあれば、それを書いたらいいと思うんですよね。そこはちょっとまだ僕はピントを絞り切れなかったんですが。

中村委員 だから、具体的な表現にはならないかもしれませんが、行政と住民との役割というものを講座とかいろいろな場を通じて明確にしておくというふうな表現でいいと思うんです。そして、また住民間でも、防災会と消防団と水防団との分担であるとか、いろいろそういう分担について訓練を通じてお互いに知っておくというのか、決めておく。場合によったら、行政が動けない場合には自分らで避難ができるようにするとか、そういう表現でいいのではないですか。それ以上決めるとなれば、地域の実態なり、防災会自体が自治会でやっているところもあれば学区単位でやっているところ、いろいろあると思いますので、それはあんまりきちっと画一的に書くことはできないと思います。そういう程度でいいきではないですかね。僕はそういう気持ちなんです。

多々納アドバイザー はい、わかりました。それならいいですか。

齒黒委員 いいです。

杉本委員 よろしいですか。

大橋座長 はい。

杉本委員 先ほど私が「この提言はどこに」という話で、県が主という話。結果的にこれに全部つながっていく話で、いわゆる行政という中身には、私たちは県行政に対して言っている話ですが、市も町もあるわけです。そこが抜けているんです。結局、この議論の中の具体例をやるときには県に言っていますので、市、町のところが抜けているんで、先生が先ほどおっしゃった、制度をつくるということによって県と市と、それからもう一つ下の、自治体の制度づくりにひつつく話で、それを県を主体に言っても、市、町、そこへ具体的におりてそこからという話の制度がなければこれは行かないんです。で、今先生がおっしゃった制度づくりを提言する話が一番いいと思います。そうしないと、結局行くところが県までで、そこから下におりないというのは、先ほどの下のほうから、地元のほうから言っても途中でとまるのは、そのせいなんだと私は思います。そこを頑張らなくてくもらないと、一つの流れにならないと。これが大事なとこだと私は思います。

大橋座長 確かに今の行政というのは県だけに行って、あと市、町のほうには通じてないというような状態やら、その制度の確立というような状態が抜けているのと違うかと。また、先ほどの議論の中でやっぱり地域のルールづくりというのも改めて必要ではないかなというような感じがするんですね。これはもう地域地域でいろいろな事情がありますから、自治会長がヘッドになるのか、また他の防災会長がなるのか、それはそれぞれの地域がありますが、今おっしゃった中にはやっぱり行政というのが県だけとなっているので、市町のほうやとか、また地域においての一つのルールづくりというのは制度をつくる必要があるのではないかなというようななにございましたのですが、ここまで議論を詰めていただきましたので、この分については皆さんのご意向を聞かさせていただいたやつを参考にさせていただいて1項目入れさせていただくという形よろしいでしょうか。

齒黒委員 先ほど杉本委員さんが言われたように、やはり訓練をしておくといいですね。私の地区では、年1回の訓練なので

す。それも1軒に1人来られるだけです。また、訓練はたいしてその旦那さんや世帯主が来られ、訓練を受けた方が休日ですと良いのですが、ふだん家にいるのは、おじいさんやおばあさん、また子供たちですね。いつも留守を預かっている者も訓練に参加しなければなりません。このような体制づくりが大事に思います。

大橋座長 訓練というのはもう何回か出てきているんですね、今回の議論の中で。組織づくり、それからその訓練、出前講座、これはもう当然これから展開するには必要やということは言ってきてますので、その中で、まあ1人しか出てないと。それでは、それを全員出てこいと、そういう形はここでは書くこともできませんので、いずれにしてもまだ訓練ができてないところが結構あるんですよ。組織ができてないところもたくさんあるんですよ。アンケートでも県全体の状態は66.1%ですか。それもできているというだけで本当に活動されているかどうか。特に水防訓練はどのようなかと言われたら、物すごく少ないと思います。だから、まずそういう組織づくりをし、訓練もきちっとすると。それから地域においては大勢の方に出てもらえるような啓発活動もしてやっていくということにとどめていかないと、この文章ではなかなかそういう表現はできにくいのではないかなということをお思いますので、その点はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

はい、中井さん。

中井委員 もし強いて、言葉であらわすとすると、「緊急水害事故発生時の救助体制の確立」とか、何かそういうような意味のことです。

大橋座長 今中井さんがおっしゃったことはよく理解できますので、その1項目も含めまして追加できるような考えもさせていただきたいなと思います。

それでは、多々納先生からちょっとお言葉をいただいて休憩をさせていただきたいと思います。

多々納アドバイザー 齒黒さんは多分奥ゆかしくおっしゃるのでなかなかわかりにくいといつも思うんですけど、ジェンダーのことをおっしゃっているんですね。要するに、災害時要援護者の方の話は一応表立って書いていますんですけども、女性の方とかお年寄りの方とかが例えば主体

的に訓練に参加したくなるような機会がないと。言い方をかえれば、男性が主催するそういう訓練の機会はあるけれども、女性の方が楽しく参加するというか、意識を持って参加され、私たちがだからこそできるんだというような自負を持って参加できるような機会がないのではないかと。これは確かに前のときもご指摘いただいて、どこかに入っているんじゃないかと思って一生懸命見たんですが、どうも広い一般的な言葉にしてしまったときに少し消えてしまっているのかもしれないと思うんですね。で、今からどういうところで入れればうまくそういうお気持ち、僕、非常に重要なことだと思うのでそういったところはどこかにでも入れるといいと思うんですが、今すぐには見つからないんです。そういうことでよろしいですね。

齒黒委員 はい。

多々納アドバイザー だから、ちょっとそういったところをできたら北井さんとかに探してもらったらいいなと思いました。

以上です。

大橋座長 それでは、10分ほど休憩をさせていただきます。

事務局(中田) ありがとうございます。それでは、時計はございませんが、今3時30分だと思しますので3時40分に再開をさせていただきます。

〔午後 3時30分 休憩〕

〔午後 3時42分 再開〕

事務局(中田) それでは、時間となりましたので、休憩に引き続きまして進行をよろしくお願ひいたします。

大橋座長 それでは、時間も限られておりますので、最後に若干公助の面について詰めにらせていただきたいと思います。

それでは、発言を求めます。中村委員。

中村委員 前からちょっと申し上げていることなのですが、私はやっぱり組織をつくるということについて、組織をつくるとともにもちろん魂も入れないけませんので。それで、この組織ですけれども、やはり県内すべてにつくるという表現を入れていく必要があるのではないかなというふうに思います。確かに組織はつくったけど機能しないという部分があるので、あつ次のところで魂を入れるためのものをずっと書いてあると思うんです。というふうな説明をちょっと本文の中に入れておく、

前段のところへ入れておけばそれで通じるかなと思いますので。こだわらうございませけれども、やっぱり地域全体、県土全体、滋賀県全体に市町村を通じてそういう防災組織を確立するということを入れてほしいなということで。

大橋座長 はい。今、中村委員さんのほうから、要するに地域、地域というのか、もう県全体で組織をつくれということを強調しろと。まあ、ここでは「地域全体を守るためには」ということでなにしてるので全県下で徹底しろというようなことは書かれてはないのですが、そういう意味での。

中村委員 はい。そこは徹底しろということを入れる必要があるのではないかと。

大橋座長 はい、同じ組織について。成宮さん。

成宮委員 今も中村さんのほうからささやいていただいたのですが、魂のことだということなんでしょうけれども。

例えば防犯のことについて県民生活課では、今は県警に移ったんですが、「何年何月何日何時何分にどここの場所でどういうふうな事件があった、皆さん注意してくださいよ」とか、そしてもう一つはここに「滋賀県が今後実施しようとする公助」の抜粋版が資料2としてあるのですけれども、この中に「現在、取り組んでいる『住民支援型』の公助～携帯電話やインターネットを通じたりスク情報の発信（県）～」ということで、これはリスクというふうにおとらえになっていきますけれども、基本的には治水という面から私たちが考えるこの提案の中には、例えば3の根っこの中で「組織をつくる」という項目がありますが、私たちの地域の防災管理でもあったのですけれども、組織をつくったらいいのだろうと。そして、ジャッキとかパールとか、そういうものをそろえたらいいのだろうと。まず「そろえたらいい」ほうが先に立ちますね。そして、各地の防災センターはどういうことをおっしゃるかと言うと、まずリーダーはだれなのだとすることをきっちり決めることが一番大事なことで。物があるとかないとかの問題ではなくて「この地域のリーダーはだれ」ということが一番大事なことだということふうにご指導を受けてきました。

こういふことから考えると、先ほどもち

よっと一般の方とお話を申し上げていたのですけれども、NTTにしてもauにしてもソフトバンクにしてもどんな情報でも受けられるような携帯になっているということから、多少高くつくかもわかりませんけれども、そういう携帯電話を例えばリーダーに逐一情報として入るようなシステムがあればなというふうに思います。そういうことによって「あの人には確実に情報が入っている」ということで、それをサブリーダーなりに伝えていけるような、これこそシステムだと思ふんですけれども、そういうシステムがあればいいだろうなということ、これは組織というふうなことではなくて、地域としてはやはり絆かなと。

要するに、地域の住民はみんな家族だと。どこかで聞いたような言葉なんですけど、『篤姫』で何か言っておられましたですね。まあこういうふうな言葉なんですけど、こういうほうが訴えとしてはいいのではないかなというふうに思います。こういうことでこの10ページの「組織をつくる」というところと、そして12ページの提案のところですね。こういうところを連動させるような書き方でもう少し具体的に書いてしまったほうがいいかなというふうに思います。

地域の中にはどういう人がいるかという五感が全部そろってない人、どこか抜けている人、いろんな方がいらっしゃるのが地域であります。こういうところで多様な情報が瞬時に、瞬時にというのなかなか難しいんですけれども、速やかに伝達ができるような、これこそここで組織づくりに対しての講座といいたいまいしょうか、訓練といいたいまいしょうか、そういうことが公助の場合求められるのではないかなというふうに思います。

以上です。

大橋座長 はい。具体的にはこれはどうなんでしょうか。組織をつくるということは根っこの中にきちっと入れてきているんですが、今の成宮さんのお話ではこの言葉をかえるということでしょうか。

成宮委員 はい。「組織（絆）」でもいいんですけれども、何かインパクトのある言葉にしないと、本当に「組織つくって魂入れず」というふうな格好のものが各所に見られておりますので、現実としてはそういう

ものがたくさんある以上、言葉だけではなく、もっと身につまされる言葉を選んでもらえないかなというふうな気がいたしました。

大橋座長 ということは、3の根っこの「組織をつくる」のところに「組織(絆)」ということを一言入れよと。

成宮委員 まあ、本当は「絆(組織)」のほうが一番いいとは思いますが、

大橋座長 といいますのも、今日まで議論してきた根っこから変えていけないといけないというような状態になりますので。

成宮委員 いや、別にそこまで変えよとは申しません。

大橋座長 はい。といいますのも関連してきますので。今の「組織をつくる」という第3の根っこというのは樹形図の中の第3の根っこの中でうたわれているやつを具体的に表現しているやつでございますからね。だから、そういう意味の中でございますし、組織ということを変えようと思うと、絆ということに変えていこうと思うともとから変えていけないといけないかなということをお思いますので、「組織(絆)」という形でここだけ入れるということ。整合性がとれるかとれんかなということもあるのですが。

柴田委員 ちょっといいですか。

大橋座長 はい。

北井委員 すいません。組織のところ「(絆)」というような言葉を入れるということですが、3ページ、4ページの見開きの樹形図のところの、これは樹形図の本来のイメージの像ですが、この「組織をつくる」のところの「(目指す姿)」という、それぞれの文言が目指している状態というのがもう書いてあって、ちょっと濃い目の茶色のものなんですけれども、そこに「信頼関係で結ばれたご近所」というような表記があって、そういうふうな中で「自主防災を担う活発な組織、自主防災のルールを持ち、地域がどのような水害にあっても、自分たちで地域を守れるような取り組みを進める。」という、そういうふうな組織と目指す姿のイメージというのが書いてある中に「信頼関係で結ばれた」という絆を強調するのはもう冒頭に入っているということで、そこで補われているのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

成宮委員 まるで公務員の返答をいただいたみたいなきもちになりました。はい、結構です。

中村委員 すいません、ちょっといいですか。

大橋座長 はい、中村委員

中村委員 私がどうしてもこだわるのは、自治会でもうちの団地だったら半分が自治会に入ってません。もう会費1000円は痛い。それから加入費を3万円取ってますから、ともかく入らないという人が出てくるんです。県なり市なりの広報課から県民新聞とか『滋賀プラスワン』とか市民新聞を送っていますが、そういうことになってましてね。だから、やっぱり組織をきちっとつくらなければ、ほかの研修を自治会を相手にしてやりますけど、加入してない人は来ないわけです。やっぱりそれでは助け合いをしていくということが成り立たないです。やっぱり自主防災会を全部つくるということではないとね。

今、僕ちょっと前の職場に確認したのですが、僕もいろいろやって、実際に訓練しようとしたら、地元で組織がなかった場合に、自治会だけで防災訓練をするとかいうことは非常に難しいです。やっぱりまず自主防災会をつくってもらって、そして訓練をしていくということではないです。京都市はもう全地区防災組織が20年ほどかかってやっとできたらしい。やっぱりそうでないと、実際に僕も区長をやって、もう10数年前ですが、訓練をしようとしたときに組織がないところはどうしても抜けます。やっぱりそれではみんなの人命を守るということに対して不可能なんでね。「組織が先か、魂が先か」となりますと鶏の卵のような議論になるんですけれども、僕はやっぱり形をきちっとまずつくらんと研修すら漏れていくということになりますのでどうしても入れてほしいなというふうになるわけです。

大橋座長 はい、わかりました。先ほど成宮さんのほうから言われてました携帯電話の件も4個の根っこの中の1番の「知恵を広める」ですね。この一番下段の中で「インターネット、携帯電話、ホットラインの開設など」ということをちょっと入れさせていただいている点もでございます。具体的にその言葉だけを大きくアップしてませ

んけれども、この中でもちょっと入れさせていただいているということでご理解を賜りたいなと、こう思います。

中村委員のおっしゃった、まず組織をつくらないといけないと。自治会に入っていない人もおられると。このことが地域の連携というのか絆が薄れている一つでもあるかと思いますが、自治会の加入は、これはまた違うところから、行政主導でやっていただかないといけない問題かなと。それと、全然関連性がないことはないですので、「地域は地域で守る」という体制は全員が、自治会に入ってようが入ってまいが、もちろん一緒になってもらわないかんわけですから、やはりそのためにそういう体制づくりというのにも必要ではないかなという感じがいたします。

若干急ぎましてですが、本来きょうは大梓きょう皆さんからご意見をいただいた分については数カ所だけ修正してと思ってましたのですけれども、結構修正する箇所もふえたようですので、この後の段取りにつきましては、13日のシンポジウムで大体3000部ほど出版しようということとされているようなんですが、今の状態ではちょっと時間が間に合わないということで、当日参加される300冊ほどは何とかここ四、五日のうちに修正すれば間に合うというようにこととお聞きしてますので、とりあえずその300部ほどは当日に間に合うように今の時点で修正いただくこと。そして、県全体というのか、残りの2700部についてはちょっと時間をいただいてから配布するという段取りになると思います。だから、きょう皆さんからご意見をいただいた分についてはここ二、三日中にその作業を行いますとまとめさせていただくことですが、この件については、皆さん、私ら作業部会のほうにご一任いただくということでよろしいですか。

成宮委員 結構ですけれども、わざわざこうやって座長を決めさせていただいて一生懸命されているということから考えて、提言ですから「初めに」というのを「知事殿」でいいのではないのでしょうか。一番最初のページ。

それともう一つ、「『水害から命を守る地域づくり』滋賀県民宣言」。「滋賀県住民宣言」、どっちがパワーがあるでしょう。よろしく願います。

大橋座長 この件も議論したんです。「琵琶湖宣言」にするのか「淡海」にするのか、いろいろ状態があってここでまとめさせていただいたということですので、一定ちょっとご理解をいただきたいなと思うんです。

成宮委員 「初めに」だけ直していただければ。

大橋座長 はい。それで、私のあいさつの分が「初めに」となっている分は、これは「初めに」ではないだろうということで、提言書というのか、そういう文にかえたらどうかということとございますので、この分もあわせて検討をさせていただきます。

この中身を読んでいただいたら、ちょっとこの報告は住民会議の状態と違うのではないかとおっしゃるかもわからないですけれども、これはもう私がそのことを考えながら書かせていただいたので。限られたスペースでございましたので十分なことが表現できないという点もあったかと思いますが、もしこれで「この部分だけはこうしとけよ」という状態があったらやぶさかではなしに直させていただきますと思いますけれども、短い文章であったということとご理解をいただけたらなとは思いますが、どうしても委員の皆さんの状態とちょっと方向が違うよというようなことがございましたら訂正はさせていただきますと思いますが、よろしく願いたいと思います。

中村委員 追加。

大橋座長 はい、中村委員さん。

中村委員 たくさん言って申しわけないのですが、8ページ以降のゴシックで書いてあるところについて最後丸をつけてあるのですけれども、「何々を工夫する」とかいう後に丸をつけていますね。ゴシックの後はずべて丸を取ったらどうですか。ほかにもずうっとあって、あるところとないところとあるんです。まあ、確かにそれは規模が違うのかなと思うんですけど、すべてゴシックで書いてますので表題ということで全部丸を取られたらどうですか。そのほうが形としてはいいのではないかなというふうに。もうこれは私の感じですのでお任せしますけれども。

大橋座長 はい。確かに公助の部分についてはその辺は、あっ、これは抜けていること抜けてないことあるんですね。一遍

ちょっとそれも整理させていただきます。

はい、柴田委員。

柴田委員 すいません。自分でも作業部会に参加しておきながら何なのですけれども、書いているときに、第4回の時点で何で地域の防災活動が必要かという議論があったときにその答えとして一個に行政だけでは効率が悪いやろうというお話があったと思うのですけれども、僕としてはそのことを、当然といえば当然かもしれませんが「まあ、確かにそうやな」と思った部分がありましたので、できればどこかに書ければなという思いが書いてあるときからあって、結局どこに入れたらいいかわからずに入れてないのですけれども。洪水対策は完璧ではないみたいなどころとかに行政に任せるだけでは効率もちょっと悪いのではないかみたいな話が書ければなとちょっと思っております。

大橋座長 それはどこのところへ入れようとしているのですか。

柴田委員 「背景と目的」か、6ページのところの「洪水対策に完璧はない」とか、何かその辺かなと思ってはいるんですけれども。基本的に川の水をあふれさせないというのは今までの治水対策だけでは無理ですよというお話は結構いろんなところに書いてあるんですけれども、その組織づくり、組織づくりというと、またあれですね。4回的时候に「では、全員が命を失わないために全部行政に任せたらいいではないか」という人に対して「いや、それだけでは無理でしょう」というお話があったので、そのことを入れられればなとちょっと思ったのですけれども。

大橋座長 具体的にはどこに入れようとするのですか。今の6ページの。

柴田委員 6ページの「洪水対策に完璧はない」というところに、例えば「思わしくないのが現状です」の後とかにまた、ちょっと考えたのが「行政による洪水対策に完璧はない」ということにして「進捗が思わしくないのが現状です。また、行政にすべて任せておくのは大変非効率で、ちょっと難しいかもしれません」みたいな文章を入れたいという思いがありました。ちょっと「ここか」と言われるとあれなんですけれども。すいません。

大橋座長 はい。今、柴田委員さんのほうからこの6ページのほうに洪水対策は行

政だけに任すのではないということでの文言を入れていきたいということですが、よろしいでしょうか。

多々納アドバイザー 素直にいっぱい書いてあると思うのだけれども、そんなことはないですか。

柴田委員 いや、書いてはあると思うのですけれども、何か一言その文言があったらいいのかなとちょっと思って。いや、書いてあるのは書いてあるので。すいません。

大橋座長 しかし、これは根っこのところに結構あっちこっち書いてある問題ですからね。

柴田委員 ええ。すいません。

大橋座長 では、これは取り下げさせていただくということで。

柴田委員 はい。

成宮委員 というか、柴田さんもそれは不満が残ると思うのでね。今そうやっておりられたけれども不満が残るとぐあいが悪いので、またこの1時間が2時間座長さんと議論していただいて、「ここにはこういうふうに書いてあるで、これはどうなの」とかいうふうなことでお互いに説得合戦をやっていただければありがたいと思います。

大橋座長 はい、わかりました。私も時間が無いものでちょっと急ぎ過ぎた点があるのですが、柴田君とも議論は随分しているつもりでございますので、そのところをもう一遍詰めさせていただきます。

ただ、きょうはどの委員さんもすべてちょっと不満が残っている状態ではないかなとは思っております。思っていますが、とにかく言えることは、今日までこの流域治水ということで住民が検討する機会はほとんどなかったのではないかなと。その第一歩ではないかなと。その中であんまり細かい細かいところまでやって本当に実現できるのだろうかということで、住民も一緒に覚悟を持って「地域は地域で守っていきますよ。そのためにはこうしますよ」という具体的なことについては大枠でいいのではないかなと。その中でこれから県行政がどういう形でそれを展開されていくか、またそれを受けて地域でどうするか、これは細かいことがいろいろあると思います。

その前提に立って、これから2年3年それが継承されていってやっと「これは全然

できてないではないか」と。これやからできないし、また改めて細かいことまで詰めないといけない問題が出てくるのではないかなということも思います。こうして流域治水検討委員会が持たれて、我々代表をさせていただいた者が共通の認識になって「治水は大事な」という原点に立っただけで、これからやっぱり地域に帰ってどうそれを広めていくか、これが我々の大きな課題ではないかなと、こんな思いをしておるものでございます。皆さんに8回もかけまして本当にいろいろと議論していただいて、私も改めてこの治水というものの考え方を改めさせていただくと、先人たちの知恵、本当にとうとい先人たちの思いがあったということに改めて受けさせていただいて、次の世代、次々の世代にきちっとした環境をつくってやりたいという熱い思いの中で取り組んでいかねばならないのかなと、こんな思いをしているものでございます。

それでは、きょう皆さんから提言していただいたやつを、修正も含めまして、作業部会で一応整理させていただくということでご理解いただけましたでしょうか。

杉本委員 もうこれで終わったんですか。

大橋座長 ええ。終わったんですかというよりも。

杉本委員 それをやってほしいんです。まだきょう議論を全然。初めて見ただけで、説明も受けてない。

大橋座長 はい、この議論は先ほどから出ている内容やと思って、私のほうで申し上げましたように、今回公助という部分、いわゆる行政に期待する部分というのについても、別個にするのではなしに、土という形で、下に一致させていただいたということ。

杉本委員 ええ、でもこれは初めて見させてもらいましたので、ちょっと説明して、理解して、それからにしていきたいと思えます。全くこれは初めてです。

大橋座長 はい、これにつきましても私、先ほど冒頭から述べさせていただきましたので、あいさつの中で申し上げさせていただいたので、大体これをご理解いただけたらと、その中のことをきちっと分析させていただいた説明だったなと、こう思うのですが、今の杉本委員さんのほうから、この説明がちょっとなかったではないかと

いうことでございますので、ばくっと私から説明させていただきませんが、この4つの根っこの表題については何回か議論してまいったものでございますから、一番「水害から生命を守る地域づくり」が頂点にありまして、「水害は必ず起こるという覚悟をもって」とか、この、この、というような状態は、地域づくりについてはご承認をいただいた経過ではないかなと思います。

特に、その上の根っこの4つについても今日まで議論をしてきて一応いいだろうと、字句修正してまいりまして、公助の部分だけが、今回こういう形の樹形図になったという形でございます。この公助の部分を先ほどから時間をかけまして、柴田委員、北井委員さんのほうから説明をいただいて、その一つ一つについて今議論をさせていただいたのではないかなと、こう思います。だから、いわゆる公助の部分の土という形になって、土と木とが一体となった、いわゆる住民と行政が一体となって取り組むという状態が、この土と木とで、宣言という形で成り立っていったという経過でございます。

本当にこの位置づけをどうするかに悩んだんです。土という状態をして、これで樹形図を見ていただくと、住民と行政が一体となった状態で表現できたなという形で、この位置づけは大変苦勞をさせていただきました。当初はこの公助だけは別に置こうとか、また横のところの右肩のほうに位置づけしようとか、いろいろ議論したのですが、いろんな知恵を借りて、やっとこの土の部分と違おうかと。土がなくては木が育たないと、木を育てようと思うと、一応するにしても、いわゆる土がなかったらできない。相互関係が一体化できたという形でのこの樹形図にさせていただいたという、詳しい説明は今させていただいたんですが、先ほど皆さんに配付させていただいたときにも、この公助というものは土の位置づけだということで申し上げさせていただきました。

以上です。特にこの件で、この樹形図のこの問題についてご意見があったらなんですが。

杉本委員 よろしいでしょうか。初めて見させてもらって、そうしますと、3ページのこの公助に求める事項の一番下のほう

ですね、「川の安全度を高める話だけにとどまらず」というのは、これはどこの話ですか。

柴田委員 12ページですね。

杉本委員 それ結局命の危険の話、それから3番目は治水の進め方にと、こういう話ですか。

柴田委員 はい。同じことが書いてあるんです。

杉本委員 そうすると、ここに書いてある表現は大分変わるわけですね。このページも、先ほどの議論から「水害から生命を守る地域づくり」のこのツリーも内容が変わるわけですね。

北井委員 はい。8ページから12ページの内容が樹形図に全部入っているの、ここに変更が出たら樹形図の内容も変わります。

杉本委員 みんな変わると。

柴田委員 はい、変わります。

杉本委員 そういうことですか。そうしますと、もう少し、先ほどの超過洪水の話をしましたけれど、そこまで行きますと、上のほうで治水安全度という概念で上限を設けるものではなくて、それを超える洪水が起こることともいう話の、この辺も変わるわけですね。下の内容が変われば当然上の内容は変わるわけですね。下の5項目を議論させてもらって、そこで内容を検討するという話でありましたら、上の表題は当然変わると私は解釈してますけれど、それでよろしいですね。

柴田委員 杉本さんがおっしゃっているのは、下のところで超過洪水という言葉を変えれば、その上の表題の超過洪水という言葉も変わるべきですよという話ですか。

杉本委員 当然変わる話ですね、だから。

柴田委員 枝のところが変われば上の表題のところも変わると。

杉本委員 うん、治水の話のところも、下が変われば上が変わると、ですから治水の進め方を決める場合のところも、下が変われば上は変わるというのは当然だと思うんです。

大橋座長 そうですね。行政の役割の中で、もちろんそれは表現を、同じという表現をしているのですけれども、それが伝わりにくいということでもありますから、伝わるように字句訂正しますということですよ。

杉本委員 そうですね。ということは、下を議論されて、今しましたら、上のほうはまた後で議論していただけるわけですね。

多々納アドバイザー ちょっといいですか。先ほどこのあたりについて私の意見を述べさせていただきましたが、書き足りないということではあります。内容についてはご理解いただけていると理解しているのですが、要するに、治水安全度という概念で条件を設けるのではなく、それを超える洪水が起こることも考慮した対策を実施することが重要であるということについてはご理解いただけていると。そうだとすると、むしろそれに対応する下の文章が足りないのだというふうに思うのですが。

それで、さっきの議論では先人の知恵というふうな書き方をしていることが、むしろよくなくて、あと河川整備、河川改修というのが、具体的な行為になっているところを河川管理とかそういう言葉に直したほうがいいのではないかという中村委員のお話がありましたけれども、そういう形の修正になるかと思えます。その場合だったら、多分上の文言の修正は要らないのではないかと思うのですが、それが私の意見です。

杉本委員 はい、私、上限を設けるのではなく、それを超えるというこのところですね、先ほどの超過洪水の話と意味的に同じことなんで、ここは直すべきだと私は思います。先ほど下のほうは超過洪水の話を工夫するという話で、そこをしてもらったら当然上の内容は同じ内容を言うているのですから、変わるのではないかと思います。

それを、さっきなぜ気がついたかといいますと、先ほど成宮委員がおっしゃって、柴田君が聞いた、あれで意見の違いがありましたね、そのところがもろにこれに出ているんです。それで、そのところを我慢したでしょう。我慢したら当然上も我慢すべきです。

大橋座長 ゴシックのところを直すかということですから。

中村委員 必ず直るものではないでしょう。関連すれば直さないといけない場合もあるけれどもということでしょう。

杉本委員 そうです。こっちを、譲歩されましたので、直すべきだと思います。譲歩

されずに頑張られたら別に直す必要はないです。

多々納アドバイザー いや、超過洪水をなくすと言ったのですか。それはそう言っていると思わないという話で。

柴田委員 どのご発言。

多々納アドバイザー 私の理解で今の杉本委員の話をもう一度サマリーすれば、下のところで「超過洪水」と文言が入っていれば、上の「また」以下のところに超過洪水に対応するものが入っていてもよいということによろしいですか。

杉本委員 はい。

多々納アドバイザー では、超過洪水が残っているということであればよろしいですね。

杉本委員 それで、私はそれを削ってくださいと言いました。

成宮委員 言葉としてはこういうふうな格好でつながりがあるが、ここを、委員としては超過洪水のことについては削減を要求されたと。削減を要求されたから文章が変わってくるのと違うかという。

杉本委員 そういうことです。

多々納アドバイザー 私の理解では、中村委員のご発言もあって、私もご説明申し上げましたけれども、超過洪水に問題があるとは思ってなくて、超過洪水。

杉本委員 河川改修。

多々納アドバイザー 河川改修という言葉の、内容の設定の中で超過洪水を考慮した河川改修が続くかが問題だということであるなら、その河川改修を河川管理とかそういうふうに直したらいいのではないかと思うんですが、それではご納得なされないですか。

柴田委員 多分僕がちょっと、河川改修というのが僕の中で狭いことでさっき発言させてもらったことが、杉本さんの中でひっかかっていらっしゃるんですね。僕がちょっと考え方が間違っていました。その後の防備林の話まで含めてというお話でしたので、僕の発言がちょっと狭い意味でとらえてしまった発言だったんですけども、その後の多々納先生とか中村さんのご発言のほうで僕は納得したんですが、どうでしょうか。

杉本委員 はい、大体理解してもらえたと思いますが、河川改修で今の予算とかを見ますと、超過洪水を考慮した対策なんて

できっこないというのが私の感覚です。そんなお金はないと思います。

大橋座長 杉本さんも、超過洪水というのは認めていただけるんですね。

杉本委員 ええ、超過洪水は普通の言葉として使いますので。そうだけれども、それを越えた河川改修なんて今の實力ではないのではないかというのが基本的な。

大橋座長 だから、ゴシックの部分については、超過洪水が起こることも考慮した対策をなさいと、いわゆる河川改修だけにとどまらず、それでその下の部分は訂正させてもらいましょうと言いましたのは、超過洪水を考慮した河川改修を実施すると書いてあるので、これはそういう言葉ではなしに、いわゆる河川管理とか、そういう改修が目的ではないということに言葉を訂正させてもらおうということです。

杉本委員 はい。そうしますと、上のほうの治水安全度という概念で上限を設けるのではなく、それを越えるというふうにしたら、もう上限を超えてしまっている話なんです。洪水が起こることも考慮したという話になる、そこのところが微妙にちょっと気になるんです。

多々納アドバイザー ここは、さあどうでしょうか、初めから超過洪水と書いてもいいですかね、そういう意味ですか。例えば、また超過洪水が起こることも考慮した対策を実施すると。要するに、対策というのは河川堤防の高さとか、そこの中の疎通能力とかいうことのみを意味しなくて、破堤後もしくは越流後の被害拡大を防ぐということを含んだ対策であって、むしろそのあたりの部分の話がわかりにくいなら、そこをむしろより強調する形で書けばいいのかなと思います。ただ、前半部分の治水安全度というのは大体施設規模を、つくるときに使う概念ですから、その部分がないほうがわかりやすい部分も。ただ、ここはむしろ超過洪水という言葉の説明しているような形で治水安全度のみというのが入っているんだと思いましたが。

杉本委員 はい。おっしゃる意見と一緒になんです。そうしますと、「安全度という概念だけではなく」のほうが、「上限を設けるのではなく」という、その「上限」というのが私はひっかかるんです。治水安全度という概念だけでなくですね、上限を設けるのではなく、とても今の河川改修では安

全度の上まで行けるなんて思いませんので。これやったら行ってしまう感じがします。そんな力、予算がないような感じが私はしています。

中村委員 要するに、被害を少なくするために、こういう治水計画、水位を保つか、安全度しかできないとか、そういうことではなしに、霞堤とか林とか竹やぶを利用する昔のそういう人の知恵も含めて、水害を少なくしようではないかということではないですか。

杉本委員 そうです。そのとおりです。

中村委員 だから、確かに上限を設けるのではなくというふうにすれば、河川改修のときに考えようがないやないかと。安全度と上限を設けないということだったら計画のつくりようがないということをおっしゃっているのだと思います。だから、ちょっと表現を変えてもいいのかなというふうには思います。だから、下を直すのやったら上のほうも少しは影響してきた場合は直しましょうと、こういうことではないんですか。

杉本委員 そうです。

中村委員 それでいいと僕は思います。

大橋座長 杉本さん、ここの部分については下の部分はもちろん字句を訂正すると言ってもらってますので、上のほうの関連するところについては訂正させていただくということで、ご理解いただけますでしょうか。

杉本委員 はい、いいです。

大橋座長 超過洪水の表題については入れさせていただくということになります。その前後の言葉、上限とか言われた状態が一致しないではないかというような問題については訂正させていただくということで。

他にございませんか。

中井委員 済みません。

大橋座長 はい、中井委員さん。

中井委員 提言ということですから、特にいつまでにどうしようというようなことが必要ないわけですよ。しかし、やはりある程度いつまでにするというのか、全体的に目標というようなものは要らないのでしょうか。例えば5年ですとか、この提言の実施ですね。例えば、これはその公助に求める事例のところ、一番左のところの一番最後のところを見てみると、「危

険箇所での土地利用規制や建築指導を行う」というのがあります。それで、その関係というようなところで見てみると、「人をつくる（誰もが役割を果たす）」のところでは、「住民は、自分が住んでいる場所の水害履歴や浸水想定区域図などを参考にして、敷地の土台を高くするなど、水害に強い住まいをつくる。」と。あるいはハザードマップをつくるか、そういうのであるのですけれど、だからやはりいつまでにということは要らないのですかね。それだけでいいのかなというような。非常に大きな問題だと思うのです。その根っこにあるということでしたら、この土地利用規制というようなこと、これは非常に大きなことだと思うのですが、何かそういう期限的なことは要らないのかなと、思いました。

大橋座長 中村委員さん。

中村委員 中井委員がおっしゃるとおりだと思うんですけども、我々の提言というのはそこまでは含んでなしに、これを県に提出することによって、あとは県が具体的に何カ年計画とかいう中でこれを消化していく問題だと思うんです。現実的にこれを分類して、これは1年以内、これは5年以内、これは10年以内とかいうことは、ちょっと決めることが非常にここでは、議論にはならないのではないかと。ただ、これを具体化するために県のほうで5カ年計画とか10カ年計画とか中期的計画とか、そういうのをつくってくださいということ。これを文言として入れるのであれば可能かなとは思いますが、私はちょっとそういうふうに感じます。

大橋座長 他にございませんか。私もそう思うんです。もともとこれは緊急度の高いやつとか、緊急度のそう高くないやつとか、いろいろあるんですが、これは県行政のほうでこのことを重く受けとめていただいて、いわゆる事前計画の中で達成していただきたいなと、こう思うんですが、今中村委員さんがおっしゃったように、この緊急度の高いやつについては、年次別にきちっと検討してほしいとかいう形が要るかなとは思いますが、個々のやつの年度計画をどうやこうやというのは、ちょっと入れられないかなという感じがするんですけど、中井さん、それでよろしいでしょうか。

中井委員 はい、よろしいです。

大橋座長 杉本委員さん、ちょっとおくれまして、その状態ですが、よろしいですか。

杉本委員 はい、結構です。

大橋座長 大変申しわけございません。当初冒頭にこの変わったところを私がきちっと樹形図を見ながら説明させていただいたらよかったのですが、そうでなくて、大体お手元に配付させていただいているので、変えたなということはわかっていただいたという状態で説明に入らせていただいたことについては、お許しいただきたいなと思うんです。

それでは、きょうの議論を、もうあと時間もございませんけれども、二、三日じゅうにもう一遍作業部会で皆さんのご意見を整理させていただいて、まとめるということでご一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、大変貴重なご意見をいただき、最後の最後まで皆さんのお知恵を拝借させていただいたわけですが、これで一応提言のまとめという形までに持ってこさせていただきましたことができました。大変ありがとうございました。

それでは、「水害から生命を守る地域づくり」滋賀県民宣言はまとまったということにさせていただきまして、本日のご意見をまとめたものにつきましては、12月13日にシンポジウムで発表をさせていただきますが、そのシンポジウムの形式につきましても、若干私もパネリストの1人として参加させていただきますが、この中身の細かいところ、皆さんの意のあるところを言ってほしいということは多々あると思いますけれども、時間的にもかなり短い時間で制約されてますので、提言書を渡させていただいて、この趣旨を十分理解していただき、今後の行政施策に取り組んでいただきたいということで、まとめさせていただく程度になると思います。若干は触れますものの、細かいところまで詰められないことをご理解をいただきたいなと、こう思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この後、次に何か事務局のほうから提案があるんですか。それいただいてから一般傍聴者の皆さんのご意見をいただくという時間、ちょっと遅くなったんですが、先にそれを進めていただけますか。

事務局（瀧） 済みません、事務局です。きょうはまた会場の時間もなく、一般傍聴

の方からも貴重なご意見をいただいておりますので、ちょっと時間をとれるように、事務局の説明はすごく短くさせていただきます。

お手元に『第2回 淡海の川づくりフォーラム（仮称）』企画書というものを、委員さんの方だけに、ちょっと印刷が間に合わなかったので、一般傍聴の方の手に回ってないんですが、画面でちょっと写させていただきます。これは皆様方のご意見をいただいた中で、「称え合う仕組み」、上下流間で連携するような仕組みづくり、ほめ合う仕組みというものをつくったほうがいいのではないかとということをお願いしまして、早速できることからやろうということで、この3月の末ぐらいにそういう川づくり関係者が集まった、防災も環境も、皆さんが集まって活動を報告して、ほめ合う、称え合う、そういう仕組みづくりの一環として、ひとつ試行的にやってみようかなというものを考えております。

それで、これについてはまだ具体的なものになってないのですが、とにかくやるぞということで、今後年が明けてから皆様に逐次進捗を報告させていただきながら一緒に参加してやっていただきたいなというふうに思っております。ちょっと説明が短くなりましたが、時間がありませんので以上で、称え合う仕組みづくりということを試行的に3月にやるということで、ご報告させていただきたいと思います。

事務局（中田） あと、基本方針（原案）につきまして若干お時間をいただきまして説明をさせていただきます。大変熱心にご議論いただいたご提案、提言の内容につきまして、できる限り県の基本方針の中に反映させていただきたいというふうに思っております。まず、追加参考資料ということで、策定スケジュールというところをごらんいただきたいと思いますが、18年度からずっと検討いただきまして、20年度の11月に、庁内組織であります、上から2つの琵琶湖流域治水推進部会と、ここで基本的な県の方針を議論し策定をするという組織でございまして、過日11月20日に基本方針の原案を提示をさせていただいたところでございます。

さらに、行政部会ということで、国、市町の皆さんとともに議論をさせていただいております、部会を先日11月27日に同

じように原案を提示させていただいて、いろいろと議論をいただいたところでございます。そして、きょう12月1日ということで、住民会議の第8回ということで、議論をしていただいたというところでございます。

この原案につきましては、本日のご意見というのは当然入っておりませんが、第7回までの皆様の議論をできるだけ反映させていただいた形でつくってございますので、どういう形で入っているのかというところを説明をさせていただいて、またご意見などは今後文書なりでいただきたいというふうに思っております。参考資料1でございますけれども、「はじめに」ということで、3ページですけれども、まず基本方針の位置づけでございますが、1番目に書いておりますように、「滋賀県における新たな治水政策の基本的な考え方を示すものである。」ということ、そして3番目に、異常降雨によって発生する災害のうち、土砂災害につきましては、全国一律の基準を設けて対策をしておりますけれども、一方水害につきましては、なかなか地域特性とか降雨特性が多様でありますことから、一律で対策を進めることは困難であるということで、今回つくりました基本方針につきましては、滋賀県におきまして、多様な関係者の皆様に協働して実施していけるような基本的な考え方をまとめたものでございます。

ただ、この基本方針をつくっただけということではございませんので、今後基本方針に示された考え方をもとに、関係者が協議、検討を行い、住民の協力もいただきながら、河川や地域の特性に応じた計画を別途定めまして、具体の取り組みを進めていくというふうに考えているところでございます。

4ページ、5ページ等は課題とかそういうものを書いておりますので省略をさせていただいて、住民会議のご意見をどういう形で反映していくのかというところをかいつままで説明をさせていただきますと、特に15ページでございます。15ページの(4)に「地域防災力の強化」というものがございまして、ここにこの住民会議で4つの根拠ということでもとめていただきましたので、それを1番目の「知恵を広める」、2番目が「人をつくる」とい

うご提案をいただいたのですけれども、ここでは「人を育てる」ということで変えさせていただいておりましたが、16ページの2)が「人を育てる」、17ページの3)が「組織をつくる」、18ページの4)の「仲間をつくる」という形で、地域防災力の強化の柱として活用させていただき、それぞれ知恵を広めるとかそういう柱の中で、地域や各地で取り組むこと、そして行政が取り組むこと、その部分について住民会議で議論いただきました具体的な対策の主なものについて掲載をさせていただいたというふうなところでございます。

今後最終的な内容を決定いただきましたら、またこの原案を案に変えるときにそれを修正をしながら反映をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それと、もう1点でございますが、あちこちで申しわけございません。追加参考資料のほうに戻っていただきまして、行政部会、住民部会からご意見をいただいて原案をまとめてきたのですけれども、最終統合部会ということで、学識経験者の皆様にもご意見をいただきたいというふうに思っております。その中には、我々行政だけではなくて、市町の皆様や、この住民会議の代表者の皆様にも一緒に入っていて、みんなで最終この案についてご議論をいただきたいというふうに思っております。できましたら、この住民会議代表者といまして、大橋座長様と杉本副座長様に代表として入っていただけたらというふうに思っておりますので、この点ご検討いただきたいというふうに思っている次第でございます。

私のほうからは以上でございます。

大橋座長 今、次の統合部会ですか、これに住民会議の中から2名出席していただきたいという要請があるのですが、そうすると、きょうここで決めないといけないわけですね。今2人の名前が上がったので、その方の承認をいただいて、よろしいですか。統合部会は今度12月までにやられるわけですか。

事務局(中川) 年内にやりたいと思っておりますので、この場でよろしく願います。

大橋座長 2名が統合部会のほうに参画せよということでございまして、私と副の

ほうの杉本委員さんのほうの2名が出席を依頼をされたのですが、皆さんのご承認をいただけますでしょうか。(拍手)

はい、ありがとうございます。それでは、杉本委員さん、ひとつよろしくお願ひします。また日やとか時間は後日連絡があるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 一般傍聴者からのご意見

大橋座長 それでは、大変お待たせしたのですが、一般傍聴者の皆さんのほうからのご意見を賜りたいと思ひます。正村さん、よろしくお願ひいたします。

傍聴者(正村) 彦根から来ました正村です。ずっと僕も最初から、1回休みましたけれども、ずっと参加させていただきしたけれども、こういう感じで立派なものできたということで、うれしく思っています。僕としては、僕は地域で、彦根のほうで災害ボランティアネットワークということでやっている現場の人間ですので、こういうものができてくれたおかげで、これから我々はいよいよ利用して、またこの枝を代表して、また地域の中でがんがんやっていくという作業をこれからやっていこうかなと思っております。

一番僕が不安なのは、これを例えば13日に知事に渡します。渡しましたら、今度は県のほうがこれを題材にしてまたいろんな基本計画を立てていくと思ひますけれども、そのときに一番不安なのは、ここに書いてあるからといって、我々住民がここに書いてあることをこういう形でやっているのだけれども、これについてちょっと説明をしてくれないかということをお県に言ったときに、県のほうが「あっ、これはですね、実は抜粋しました」とか、「この部分はちょっと言い方を変えました」とかですね、そういうような形になってしまったら、せっかくここで皆さんずっと半年以上かけてつくってきたものが、結局台なしになってしまうのではないかなという不安も感じながら、ありますけれども、やっぱりこういう感じで文章として出していただければ、我々はこういうような形で県民会議に出されたものをもとにして地域で今やっているのだと。これを勝手におたくらがまたいいように利用して、それからまた抜粋したりとか、さっきも言葉のあや

ではないですけれども、いろいろな形で、この丸がどうのこうのとかという細かいことまでやってきたものを、また県のほうが、行政側のほうがこれを利用して抜粋したりとか、また文言を変えたりとか、都合がいいような解釈をしてしまうことにならないように、逆に我々県民、市民、また災害ボランティアにかかわっている者としては、こういうものがひとつ県民の中から出されたのだというような意識を持って、これもまた今度13日の日には1000部だか2000部だか、何かつくられるということなので、そういうものが出される、またホームページで情報が開示されるということは、全世界の人たちが見ることができるわけなので、その中のものが、例えば代がかわって5年、10年後に「ああ、そんなあったね」で終わってしまうのではなくて、逆に我々県民としては、これをもとにしているのとまた、これはどうなったのだとか言うことができるのではないかなと思ひます。

それと、前からずっと、一番最初のころから僕はちょっと、一番最初のときの疑問でもしたのですけれども、最初我々のものは白黒だったということで、赤い川の色とかそういうので、今県のこれは「知恵を広める」というので、こういう右岸と左岸でいわゆる防波堤が、堤防の強度の問題について。この中では、一応作業中ということで、9月中の公表に向け現在作業中というふうになっているのですけれども、これは多分10月5日の日に、彦根のほうで言えばサンパレスというところで、芹川の川づくりの、前に説明があったと思うのですけれども、その中の流れだと思ひますけれども、その流れと同じものかどうかまだちょっと、それから全然この場でも説明がなくて、こういうものがあるのかないのか。

でも、9月中には公表と書いてあるので、もう公表されているのではないかなと思ひながらも、ネットで見ても全然情報がないというのがありまして、先ほどもいろいろな根っこの部分で情報の提供であったりとか開示であったりとかというのを速やかにやってくれという話もありましたけれども、こういうような情報なんかもあるならば、多分税金でつくられたものだと思いますので、県民、国民に還元する意味

でも、こういうものがちゃんと、まだ作業中であれば仕方ないですけども、もう作業が終わっているのであれば、速やかに出していただいて、そういう情報を提供していただきたいなと思っております。

一応こういう形で出していただいて、僕のほうも前回言わせていただきましたけれども、前は拳手していただいた部分があります。県の職員さんも市の職員さんも、皆さん市民または県民であると。仕事が終わっておうちに帰れば皆さんどこかの市民であるということですから、多分皆さんがよく、行政の方々が、「皆さんも地域の住民ですから、地域の住民が参加して、頑張る作業に当たってください」と言われても、言うているあなたも市民やないかということなので、そういうことを考えれば、逆にこの自前、出前という言葉がありましたけれども、皆さんも県の役人の方々も、皆さん出前出張に行くだけの市民としての肩書はあるわけですから、そういうふうになっていただければと思います。

これは今回13日に出して終わりではないんですよ。とりあえず皆さん、任期のほうはたしか来年3月までであるので、僕は先ほどちょっと聞いたのですけれども、13日が最終報告になるのかと聞いたら、いやいや、まだ任期のほうは来年3月までであるということで。それを出した後にまたこれをどう附帯していくかというかですね。

また、逆に言えば、こういうことを先ほど言われましたけれども、何年までにどうのこうのとありましたが、そういう工事とか、例えば河川改修を何年までに、それはちょっとハードの面では難しいと思えますけれども、こういうものに関してまた出されて、また県のほうでいろいろと使われるかもしれないけれども、それをまた監視していく、やはり我々県民、市民のほうで、どのようにどの部分を抜粋されたかとか、どの部分を意義解釈されたかとか、そういうのを監視していくような部分で考えた場合に、またこういうようなものが、例えば3年ごとに見直しをするとか、また皆さんで集まって何かをするでもいいですし、またそういうような一つの長い継続的な、そういう監視するような部署というか、そういうものをつくっていただければ、こうやって皆さんが頑張るつくられたこの答申というものが生かされるんじゃないかと思っております。

ないかと思っております。

以上です。

大橋座長 ありがとうございます。何かきょうの第8回目のまとめを全部してもらったような状態でありまして、本当に正村さんは1回だけですね、ちょっと他用があったということですが、本当に出席をしていただいて、いろいろと注文なりご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

他の傍聴者の皆さんで特にございましたら。お所とお名前だけちょっとよろしくお願ひします。

傍聴者(柳沼) はい、柳沼と申します。下流の長岡京市で、琵琶湖の水量によってうちのほうが逆流するという、そういった場所の者です。それを言いに来たわけではなくて、前回配付された抜粋版、これを見てちょっとここは足りないのではないかというところがあったので、ちょっともし入れていただけたらなと思って来ました。

ふだん私はこういうことをやっています(写真提示)。1つは水防団員なんですけれども、子供向けのワークショップと大人向けのワークショップ、NPO団体としてこういうのをやっています。

つい二、三日も前も小学校の100人の子供たちを地域に連れて行って、地域のお年寄りの方、水害の体験者、あと全然水害経験がないという方とかに協力してもらって、地域を「丸ごと防災博物館」にしてしまったと、そういうふうな行事をやらせてもらいました。

それで、これ(資料2「滋賀県が今後実施しようとする公助(抜粋版)」)を見て感じたのが、行政がいろいろ活動すると、それに対して住民のほうも自分、みずから活動を起こすというふうな2つの動きがあって、相互でいくことになっているのですけれども、では具体的に住民の方々が活動を起こしてある程度の動きになるまで、時間がかかるのと違うかなと。

きょう行政が住民の方々に「手伝いをします」と言って働きかけて、実際に、では何年後に具体的に動き出すのかと。実際に動き出している地域は、もちろん滋賀の中にたくさんあるのですけれども、動き出していない地域もあると。そうすると、行政と地域の間で立って、いろいろ煩わしいことを含めて、地元の人たちに普及行事をやっ

たり説明したり、間に入って怒られたり、それも含めてするような組織の育成なり、何か体制づくり、そういうものがあつたほうがいいのかなど。

今、例えば僕自身は自分の長岡の自治会で組長をやっています。それで、周りの人たちを見ると、男手はみんな会社に命をとられていると。それで、自主防災会はあります、でも自主防災会は、男は2人だけ、あとはみんな女性で、中には「いや、実は名前だけで、私は歩かれへんねん」と、つえをついて歩いてくるお母さんというか、おばあさんですね、そういう人も自主防のメンバーで活躍しなければならないという状況です。そうすると、そのあたりをサポートする仕掛け、そういうのも欲しいのかなと。

もう1つは、実際地域の現状はそういうふう働き手がみんな都会に、都会というか町場にとられていると。水防団員もサラリーマンがすごい多い、消防団員ももっとすごい、それを考えるとそういうふうな、地域で働きやすいような、地元で働けるような、そういうふうな労働施策とかね、それはこちらの河港課さんとは遠く別の部署になってしまうのですけれども、そういうのも入っててもいいのかなと、そんなことを思っております。

これはもう傍聴者の意見ですので、皆さんでまたいろいろ考えていただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

大橋座長 ありがとうございます。いろいろ傍聴者の皆さんも今日までの経験や、自分の活動の中で取り組んでこられたことが。

傍聴者（正村） 済みません、もう1個いいですか。

大橋座長 はい、正村さん。では、ごく簡単にお願ひします。

傍聴者（正村） はい。今回先ほどの長岡京の方もおられましたけれども、多分我々はこういうことを地道にやっていかなければいけないと思うんですけれども。

あとちょっと1つ抜けたのですけれども、災害のときに、今回こういうものがまとまっているものなのですけれども、災害の場合は起きた後、復旧復興というものが一番、これが長く続くものだと思うんですけれども、それに関してちょっと抜けている部分があるんです。例えば、ボランティアセ

ンターを立ち上げる場合には県社協さんのほうが、社協が受け入れるというのは、1998年ですか、まだ厚生省の時代ですけれども、事務次官通達ということで、一応社協がセンターを担いなさいという通達があつたものですから、それから社協がやるという話になって、それから災害イコール社協みたいなものになっているんですけれども、県社協さんほうが、水害も含めて地震も含めてですね、災害が発生したらボランティアセンターを設けるということになって、県社協のほうもホームページを見ましたら、ボランティアセンターの立ち上げについてのいろんなマニュアルについて出されております。

そういうのを考えた場合、この会議の場合は、水害が起きる前の心構えと、起きたときにどうするのやということやけれども、その後のいわゆる復旧復興に向けての段階というのはちょっと抜けている部分があるのではないかとこのように感じます。そういうことは、多分これからこういうことを踏まえてどうやって心構えをするかということ、我々地域、長岡京の方のそういう情報なんかも入れながらやっていくことですし、それが終わった後復旧復興に向けての段階、それに関しては、例えば福井であるとか京都であるとか、僕がいた新居浜であるとか、そういうところの事例なんかもあります。そういうのも見ながらやっていかなければいけないと。

一番きついのは、多分災害に向かうまでの段階よりも起きた後、復旧復興というものが一番きついと思います。その中のものも考えていかなければいけないし、そうすると、対行政というような構図が生まれてしまう、一步間違つたとそういう裁判ざたになるような問題までいってしまうわけですから、そういうものを、今後の3月にまたそういうような、いろんな皆さんで考えるような機会を設けようということですから、その中ではそういう復旧復興に関しても話し合えるような、そういうような場を、逆に言えばそれはこれから長い目で、今回の答申は12月13日ですけれども、その後の対応に関しては、3月にされるものがこれから続けて、任意という形で続けていかれるということを目指せばいいかなと思います。

以上です。

大橋座長 ありがとうございます。これから、これだけで終わりではなしに、これからやはり地域のことにきちっときょうは出発点になって、取り組んでいけよと、また行政もそうでなかったらいかんよということをおっしゃっていただいたのではないかと思います。このことは何回か議論しておりますし、これからやはりこのことが地域に根差して活動できるような体制づくりをお願いしていきたいなと、こんな思いもしております。

大変長い間、きょうは4時半ということで、ここを5時に渡さないといけないというので言われてましたのですが、若干白熱した点もあって、司会のまずさもあつたのではないかと思います。お許しをいただきたいと思います。

以上で第8回の提言書をまとめさせていただくのに、大変慎重審議、ご議論いただいたことに感謝を申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

それでは、事務局にバトンタッチをさせていただきます。

4 閉会

事務局（中田） 長時間にわたりましてありがとうございます。それでは、本日のお礼を兼ねまして、中川室長のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

事務局（中川） 本日は熱心な議論ありがとうございます。議論いただきました「水害から生命を守る地域づくり」滋賀県民宣言につきましては、今後県がつくり出す流域治水基本方針に反映するとともに、今後つくっていきます水害に強い地域づくり計画のバイブルとなるかと思っております。

また、あと最後のまとめということで、多々納アドバイザー、大橋座長、北井委員、柴田委員におかれましては、作業部会の中でまたご足労いただくわけですが、よろしく願いいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

事務局（中田） 最後に、皆様にお渡ししておりますシンポジウムでございます。先ほどから何回か出ておりますように、今度の12月13日、コラボしが21におきまして、1時半から群馬大学の片田先生の基調講演を終わりました後、パネルディスカッションということで、「水害に強い地域づ

くりを目指して - それぞれの役割を考える」というところで、住民会議でいろいろご議論いただきました多々納先生や大橋座長様に出させていただきますとともに、行政部会の代表として高月町の副町長様、そして知事ということで、県・市・住民というような感じで、それぞれの役割を考えて、どうしていこうかというようなディスカッションをしていただきたいというふうに考えているところでございます。

このパネルディスカッションの前に、座長様のほうから知事へ提言書を渡していただくというような予定を考えておりますので、どうか住民会議の委員の皆様もぜひご参加をいただきまして、またきょう参加いただきました傍聴者の皆様にもぜひご参加をいただいて、一緒にご議論をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、次回の住民会議でございますが、一応提言ということでまとめていただきましたので、来年、年明けからこれをいかに県民の皆様に普及をしていくか、1つはきょう提案をさせていただきました、称え合う仕組みづくりということを行政としてはやっていこうというような提案をさせていただきましたが、もう1つの、大きな諮問の1つでございます、これをどう県民の皆様に普及をしていくかというところをご議論いただきたいということで考えております。また、日程につきましては調整をさせていただきますので、その節はよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりまして大変ありがとうございます。これで、第8回の住民会議を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔午後 4時58分 閉会〕